

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(4)

原子燃料工業(株)東海事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(3)

2. 日時

令和2年12月10日(木) 13時20分～16時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 担当部長 他4名

東海事業所 環境安全部長 安全管理グループ長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

## 6. 配布資料

### 〔熊取事業所〕

- 資料 1 : 熊取事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント  
対応整理表
- 資料 2 : 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）  
認可申請について
- 資料 3 : 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について
- 資料 4 : 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について
- 資料 5 : 保全区域の選定の考え方
- 資料 6 : 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表
- 資料 7 : 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料
- 資料 8 : 経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針  
について
- 資料 9 : 施設管理について
- 資料 10 : 検査の独立性について
- 資料 11 : 改善措置活動（CAP 活動）について
- 資料 12 : 加工施設の操作について
- 資料 13 : 放射性廃棄物管理及び放射線管理について
- 資料 14 : 異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成  
について
- 資料 15 : （参考資料）申請書反映箇所

### 〔東海事業所〕

- 資料 16 : 熊取事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント  
対応整理表
- 資料 17 : 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）  
認可申請について
- 資料 18 : 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について
- 資料 19 : 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について
- 資料 20 : 保全区域の選定の考え方
- 資料 21 : 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表
- 資料 22 : 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料
- 資料 23 : 経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針  
について
- 資料 24 : 施設管理について
- 資料 25 : 検査の独立性について

資料 26 : 改善措置活動 (CAP 活動) について

資料 27 : 加工施設の操作について

資料 28 : 放射性廃棄物管理及び放射線管理について

資料 29 : 異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成  
について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それではただいまから、原子燃料工業熊取事業所と東海事業所の保安規定変更認可申請の面談を開始します。
0:00:15	本日の面談は、原子燃料工業株式会社から申請のあった加工事業に係る
0:00:26	保安規定変更認可申請について、前回までの
0:00:32	面談での指摘事項及び他の加工事業者との面談を踏まえた対応状況について、事業者資料をもとに事実確認を行うものであります。
0:00:46	面談では、保安規定変更申請、検査制度の見直しコメント対応整理表及び面談資料について不明な点等について事実確認を行うものであります。
0:01:02	それではですね、早速、事実確認の方を進めていきたいと思えます。
0:01:10	それでは規制庁の方から順番に事実確認を行っていきます。
0:01:17	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは最初にですね、
0:01:24	本日の面談資料の最初として、これまでの、
0:01:30	12月3日の6回目の面談までに、回答いただいた内容、これらが最新の条項で、いろいろ
0:01:44	バージョンアップといいますか、回答の内容が変わったりしてる部分があって、ちょっと不明な点があるので、まずは、本日の資料の
0:01:56	とですね、熊取事業所の
0:02:02	番号がですね、H-2017-2 ということで、コメント対応整理表、
0:02:10	これでちょっと確認をしていきたいと思えます。
0:02:14	最初にこれのですね、4-3
0:02:19	ですね。
0:02:26	4-3 ですので、
0:02:32	加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所に、
0:02:38	ということで保全区域の設定に関してなんですが、ここの回答でですね、不明な点がありましたので、後程ですね、ここ、
0:02:53	も踏まえて、資料の4で確認していきたいと思えます。
0:02:59	ここでちょっと確認しますけれども、
0:03:26	すいません。面談資料の4のですね。
0:03:32	4ですと、条文がないんですけど、ここには選定の考え方が、
0:03:40	記載されていて、前回から大きく変わっているんですけども、どの辺をちょっと変更したのか、簡単で結構です。ちょっと説明していただけますでしょうか。資料の
0:03:52	番号ですと、ナンバー4になるんですが、皆さんの番号だとH-20105-3です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:01	説明をお願いします。
0:04:06	原子燃料工業熊取事業所のクロインでございます。ただいまのご質問についてご回答申し上げます。
0:04:14	前回の資料はございませんけど、前回の説明資料の中身で言いますと、ざっと申し上げますと、
0:04:25	保全区域に設定すべきという場所を考えるにあたって、設備機器一つ一つの特徴を踏まえて、選定していったというような流れで、少し体系だっていなかった結果、
0:04:41	資料として、最後のまとめ方もちょっとわかりにくい部分がございます。
0:04:47	前回までの面談 10 月の 23 日とか 11 月の 5 日で、コメントいただきましたことと、それから先行して資料提示しておられました他社様の資料などを参考にさせていただいて、考え方をまず整理したというところがございます。
0:05:06	資料の H-20105-3、保全区域の選定の考え方ということで、示しております、四つのステップ、一つ目のステップは、事業許可から選定するというところで、ここについて、スタートについては同じ
0:05:25	でございました。そこからステップ 2 ステップ 3 ステップ 4 ということで、順番に絞り込んだり、必要なものを抽出したりというステップを踏んでございます。
0:05:35	結果として出てきたものが、
0:05:38	2 ページになりますけれども、選定結果ということで整理してございます。
0:05:44	保全区域として設定しておりますもの、そこに設置しております施設、
0:05:50	について説明したものでございます。結果としては、前回の資料から保全区域として設定した場所は変わってはいないのですけれども、そこに至るまでの考え方を整理させて提示させていただいております。以上です。
0:06:06	原子力規制庁ナガイです。この資料の 2 ページ目の 3 ポツの保全区域の選定結果のところの
0:06:17	対象施設なんですけど、今回送水ポンプの自動停止装置が
0:06:27	記載されているんですけど、これは従来からあったものなのでしょうか。何か考え方が変わって追加されたのか、ちょっとそこだけ説明をお願いします。
0:06:42	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
0:06:45	この送水ポンプを自動停止装置というものは、前回もスタートの時点で、この資料でいうとステップ 1 の時点で共通だということを先ほど申し上げましたけれども、その時点では抽出してあったものでございまして、
0:07:01	そこに至る過程、そこから最後の選定の結果に至るまでの過程で、
0:07:07	抜けていたというか、意識はあったのですけれども、明示的に示してございませんでした。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	ただそのものが設置してある場所が、これは発電機ポンプ棟ということで、非常電源設備と同じ場所でございます、保全区域の設定するにあたって、あまり結果について影響が
0:07:35	なかったというものでございます。
0:07:38	以上でございます。
0:07:40	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。本日の面談で最初にちょっとタケダの方から確認したかと思えますけど、マスクングになる予定の情報
0:07:56	については、不開示情報
0:08:01	があれば、それは、資料は手元に我々のもありますので、発言しなくても、この表にある場所とか、こういう装置という説明でも結構ですので、ただ説明しなきゃいけないのであれば、後程マスクングしますので、
0:08:19	その場でこれはあとマスクングしてくださいというのを合わせて発言していただいて結構ですので、ちょっと、改めて留意事項としてお伝えします。その上で、今のご説明はわかったんですが、
0:08:39	ここの保全区域選定手順の中で、
0:08:47	管理区域内の施設、STEP3 ですね、1 ページ目の、管理区域内の施設に安全上の影響がない安全機能を有する施設とかを除いて、
0:09:01	安全機能を有する施設の機能を発揮するのに
0:09:05	必要な補機等を抽出ということで、
0:09:08	そういうものが設定されているところがステップ 4 で、
0:09:14	保全区域ということになってるんですけど、今の段階ではこれでいいのかもしれないですけど、今後いろいろ設工認受けて新規制基準対応で、いろんな設備が出てくると、何かこう、
0:09:31	追加をしていくとか、そういう
0:09:33	予定っていうと変ですけども、そういうものもあるんでしょうか。
0:09:39	例えば先ほど送水ポンプの自動停止装置を
0:09:46	追加さ出ているんですけど、溢水の観点でいけば、いろいろ緊急遮断弁を追加したりという工事がこれから行われていると思うんですけど、そういうような場合にはこれはずっと適宜見直し
0:10:02	が入る
0:10:06	かどうかっていうことで、
0:10:07	ちょっと確認をしたいんですけど、説明お願いします。
0:10:17	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:10:20	さきほどのご質問、今後の新規制基準対応と言う事で連動しての追加があるかないかにつきましては、現時点ではおそくないだろうと考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:34	と言うますのも、この送水ポンプを例にしてあげますと、これもまだ対応できてない、これから
0:10:43	設工認をし、工事し、対応していくというものではあるのですが、今時点、現にあるものということで挙げております。そういう意味で、
0:10:55	今時点になくって、今後追加していくようなものが、こういう選定のプロセスを経まして、追加が出てくるかと
0:11:04	いう観点では、おそらくないのではないかと考えております。
0:11:09	で、もしあれば必要に応じて追加したいと思います。以上です。
0:11:14	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。最後にまとめというか、資料でも 2 ページ目の最後の段落で、以上により
0:11:27	保全区域
0:11:30	に設定するという事で補正申請しますということになっておりますので、選定された場所についてはですね、補正申請の中で、図もありますので、
0:11:45	そういうものを適宜反映するようにしてください。それから、あわせて、本文、面談資料でいけば、4は条文が当てはめられてないんですけど、
0:12:01	資料 3 とかですね、条文で変更する箇所がありましたら、合わせて保安規定のほうへの反映をするようにしてください。
0:12:19	原子燃料工業熊取のクロイシでございます。承知いたしました。図の反映につきましては、本日時点であれば、参考資料のほうにございますのでご確認くださいだけかと思えます。
0:12:32	それから条文につきましては、保全区域に関係する条文は 45 条の 2 ということで、申請時点の記載に、少し、今回の御説明資料とは違う観点で、
0:12:48	先行他社様の参考にしながら、追記をしたほうがいいのかと思いますところありますので示しております。また、補正で反映いたしますので、よろしく願います。
0:13:01	原子力規制庁ナガイです。わかりました。ちょっと長くなりましたけど、一つ目の確認は、面談資料 4 を含めて確認をいたしました。
0:13:10	それから次なんですけど、本日の資料の中の、過去の 10 月 23 日の 4-5 に関連するものですが、長期施設管理方針のプロセスですね、
0:13:28	若干不明な点がありましたので、これは後程資料 8 で
0:13:32	確認をさせていただきたいと思えます。
0:13:37	それから、続きましてですね。
0:13:41	4-6 ですね。
0:13:45	こちらの方が、面談資料の 3 の 39 ページ、保安規定の第 62 条の 6 第 4 項の規定に関するものなんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:00	その中ですね、ちょっと読み上げますけど、第 62 条の 12 に基づく長期施設管理方針について 62 条の 2 の規定に、規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施すると、
0:14:20	いうふうに規定しているんですけども、長期施設管理方針の策定変更を施設管理方針に反映することをですね、保安規定の何条で規定しているのかという点、それから、また、
0:14:35	この条文をですね、規定していることと、それから長期の施設管理方針の策定変更を施設管理方針に反映することを保安規定
0:14:49	に規定するという
0:14:53	規定とですね、何か齟齬が生じているように見えるんですけど、この点についてどういう考え方で規定しているのかというのを説明お願いします。
0:15:10	原子燃料工業クロイシでございます。
0:15:19	ただいまのご指摘の件、承知いたしました。御説明としましてはですね、
0:15:26	第 62 条の 2、資料で言いますと、三つ目の資料、H-20104-3 のページで 39 ページの
0:15:38	辺りになるわけですけども、第 62 条の 2、これの中ほどにですね 62 条の 2 に定める長期、
0:15:46	施設管理方針を策定または変更した場合は、長期管理方針に従い、
0:15:52	保全を実施することを、施設管理方針に反映するということを記載するというところで補正を考えているところでございます。
0:16:02	長期の方針が
0:16:05	施設管理の方針に反映すると、そのインプットになるといったような規定でございます。
0:16:12	一方でただいまのご指摘いただいております部分です。
0:16:17	今の資料で言いますと 40 ページ、次のページになりますが、62 条の 6、
0:16:22	第 4 項ということで、
0:16:24	この部分 62 条の 6 は保全計画の策定という条でございますので、保全の実務的な部分の
0:16:33	実施における計画ということになります。そこに長期のものを一体として実施するところが、ご指摘のところでございます。
0:16:43	実務的な観点としては、長期の実施するべき事項が、
0:16:47	この保全計画の中で実施していくものの中に盛り込みつつやっていくという、
0:16:54	イメージを持ってございましたもので、このような形とさせていただきますのですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:00	長期の方針が施設管理の方針ということで、62 条の 2 のほうで入って参りますので、
0:17:06	そこからの展開で当然 62 条の 6 の方にも、降りて参りますので、
0:17:12	少し条文がおかしいというご指摘だというふうに理解しております。本日は精査いたしまして補正で反映したいと思っております。
0:17:23	以上です。
0:17:24	原子力規制庁ナガイです。そうすると保安規定の
0:17:31	変更しようとしている 62 条の 6 の第 4 項の規定を、どのようにされる予定なんでしょうか。
0:17:42	端的に申しますと、この 62 条の 6 の第 4 項はなくてもいいのかなというところでございます。
0:17:52	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。ここですね、本日の資料ですと面談資料 6 でも、保安措置ガイドとの関連でいくつか資料、
0:18:07	施設管理ですか、8 にもあるんですけど、関連資料があるんですが、ちょっと今のこの 62 条の
0:18:18	4、62 条の 6 の第 4 項の、その記載内容の意図が、ちょっと我々の方で、
0:18:26	うまく酌み取れないんですけど、
0:18:44	失礼しました。62 条の 12 に関する質問なので、ちょっと後程、確認をしていきたいと思っておりますので、今回答にあった、そうじゃないですね、62 条の 2 の第 1 項で変更するという点
0:19:00	のところですね、
0:19:05	ちょっと
0:19:07	この場では、ちょっと資料がないとあれなんで、後程別途資料で確認していきたいと思っております。引き続きまして、過去の 4-11 の資料になりますけれども、
0:19:21	情報進展に応じて、情報の伝達、
0:19:25	かつ共有や体制が保安規定上途切れることなく移行するという
0:19:33	ように規定
0:19:35	されているんですけども、
0:19:37	そのことを誰がどのように確認したのかということについて、説明をお願いしたいと思っております。別途今回資料 13 が
0:19:50	出てきましたので、資料の 13 で確認を進めていきたいと思っておりますけれども、
0:20:02	今回のですね、その中で確認をしていきたいと思っております。
0:20:07	それから、4-12 ですけども、
0:20:12	これは 4-12 というのは、もともとが、
0:20:19	10 月の 23 日に段階的施行

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	についてですね、補正申請で反映する参考資料とすること、ということになっておりますので、本日の参考資料の中にも入ってますけれども、
0:20:40	これについては内容をよく確認して、今日これから面談の中なり、今これまでも幾つか修正するような話もありますけど、そういう点もですね、踏まえてよく内容を確認して、
0:20:57	補正申請の時に添付するようにしてください。
0:21:04	そこまではよろしいでしょうか。
0:21:09	原燃工熊取クロイシでございます。承知いたしました。
0:21:14	はい、原子力規制庁ナガイです。それからもう1点ですね、4-13のコメントに対する更問と言いますか、追加の確認なんですが、今回の面談資料の33のですね、
0:21:31	37ページの第96条で、定期評価から保守管理を
0:21:38	削除されているんですけれども、その理由をですね、
0:21:49	説明してください。
0:21:56	原子燃料工業クロイシでございます。
0:21:59	定期評価で削除した部分は、日常の評価の中で、いくつか実施していくべき項目の中の保守管理に関するものでございます。保守管理の評価を行うということが、今回の補正申請では、第6章、
0:22:17	保守管理の中で見直しとか評価に関する部分、有効性評価ですね、がありますので、
0:22:27	重複して行うことになるのかなというように考えて、整理したというところがございます。
0:22:34	以上です。
0:22:36	はい、原子力規制庁ナガイです。その点については、保全の有効性評価っていうのは、個々の内容の改善という具体的な個別業務であって、全般の状況を評価する定期評価とは、
0:22:53	異なるものになります。そういうことから考えて、施設管理の有効性評価は、毎年実施する個別の評価
0:23:07	になりますので、定期評価においてですね、保守管理もしくは施設管理の
0:23:16	条項は必要になるということでもありますので、
0:23:23	検討するようにしてください。
0:23:29	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。ただいまのご指摘良くわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:35	保守管理というワード今回施設管理ということで、継承されていきますので、そういう検討が必要ではありますけれども、削除ということではなくて、変更ということで検討したいと思います。以上です。
0:23:52	はい、原子力規制庁のナガイです。引き続きまして4-15に関連してですね、これは検査の独立性なんですけれども、ここの確認は資料9でですね、後程確認していきたいと思いますので、
0:24:16	よろしくお願いします。4の
0:24:22	15ですね。
0:24:25	具体的な事例が資料に入ってますので、そこで確認をします。
0:24:30	それから、
0:24:47	5-6、5-7に関連してですね、設計想定事象
0:24:54	について保安規定の第22条、24条で定義されていますけれども、
0:25:00	その中で異常時の措置とか、設計想定事象、
0:25:05	重大事故に至るおそれがある事故、大規模損壊について、特に今回の火災対応で複数の条文が規定していますので、齟齬がないかということを確認していきたいと思いますけれども、資料13のほうで、
0:25:22	後程、この内容については説明していただきます。
0:25:27	それから、
0:25:38	6-1については、12月の3日ですね、放射線
0:25:46	の環境モニタリング
0:25:49	について、
0:25:52	熊取事業所に確認をしているところなんですけれども、この点については、東海事業所の方の資料には、特に反映がちょっと今確認できてないんですけど、どのような
0:26:08	、これは許可でどういうふうに取り扱って、どのように
0:26:14	保安規定で申請する予定なのか、東海事業所の方から説明をお願いします。
0:26:21	はい。原子燃料工業東海事業所セヤマです。こちらにつきましてはですね、別途面談資料12を整理しまして、その中で説明いたしますが、内容といたしまして、うまく利用することと同様に、
0:26:38	ALARAの精神とあと環境放射線モニタリングを行うことにつきましては、保安規定に関してはですね、第50条あと第74条、第75条、あとそれに必要ないですね、計測の方法であったり、測定器の管理、測定器の使用方法を定めた別表9

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	と別表 10 と 11 の方に、必要な事項を追加して、こちらの環境放射線モニタリングについて、保安規定の中でも規定を明確にしようと考えてございます。以上です。
0:27:11	はい、原子力規制庁ナガイです。これはもうあれですかね、保安規定の変更申請書にこれから反映しようという
0:27:21	ことでしょうか。すでに何か反映されているということなんでしょうか。
0:27:27	一応案としてはすでに考えてございまして、一応参考資料として、お送りしました資料の方にですね、その内容を反映したものをですね、わかるような形で記載してございます。
0:27:44	原子力規制庁ナガイです。わかりました今ご説明あった内容を踏まえて、補正の方に反映していただければと思います。内容の確認はその補正状況も見て、
0:27:59	確認をしていきたいと思います。
0:28:08	はい、原燃工東海のセヤマです。承知いたしました。 はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、6-2 でコメントした対応についてですね、今回の面談資料の 5 で
0:28:29	提出されているんですけども、
0:28:31	反映箇所がちょっと確認できていない状況なんですけれども、これはどのように反映しているのかということですね。6-2 を見ますと、
0:28:47	もともとですね、
0:28:59	これは 12 月 3 日の MNF との面談資料
0:29:06	の対応なんですけれども、
0:29:11	皆さんの回答で、62 条の
0:29:17	6 の 7 項ですね。
0:29:20	そこをどのように変え
0:29:24	ていくのかという点について、説明をお願いします。
0:29:34	原燃工熊取クロイシでございます。承知いたしました。資料でいうと 5 番目のもの、番号は H-20139-1 でございます。
0:29:45	当該の条はですね、37 ページ辺りに出て参ります。ちょっと条文の紙面の関係でわかりにくい部分があるんですけども、
0:29:54	第 62 条の 6、第 7 項ということで、巡視に関して、規定している条文でございます。その条文の一番最後の辺りですね。
0:30:06	JANSI は第 30 条の 3、32 条、46 条の 2 及び 85 条の観点のほか、
0:30:13	核燃料物質等の取り扱いにおける安全の観点、その他の観点を含めて行うということを、そういう考え方をしておりますね、この核燃料物質の取扱

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いってのはまさに操作が含まれておりますので、操作でも検証を行って参ります。以上でございます。
0:30:37	原子力規制庁ナガイです。わかりました。操作の観点での巡視については、このように規定しているということで、この後にもちょっと確認を
0:30:51	させていただこうと思ってる部分もありますので、条文上の規定は、ここで反映されているという説明で、理解をいたしました。
0:31:31	原子力規制庁ナガイです。
0:31:34	同じくちょっと確認できてない部分があるんですけども、
0:31:46	6-4 ですね、三菱のときの水平展開なんですが、面談資料 3 でですね。
0:31:56	保安上特に管理を必要とする設備の
0:32:01	機能確保の観点で、面談資料の 3 で、
0:32:09	どのように対応しているのか、説明をお願いします。
0:32:26	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:32:43	面談資料 3 番、番号で言います H-201104-3
0:32:51	におきまして、
0:32:55	第 32 条、
0:32:57	保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保ということで、
0:33:05	どういう観点で機能確保するのか、保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保するのかということを、操作の観点で行うということを明確にするという
0:33:18	ことで補正を考えてございます。以上です。
0:33:26	原子力規制庁ナガイです。そうすると、今日の資料の 20 ページの 32 条のところの
0:33:35	各部長は 33 条から 35 条に規定する操作上の留意事項を確実にしたという
0:33:45	ところを、
0:33:48	明記するということでよろしいんですか。
0:33:55	原燃工熊取クロイシでございます。ご指摘の通りでございます。
0:34:00	はい。
0:34:01	わかりました。次の確認なんですけれども、
0:34:07	事実確認事項としては、以前の 6-8 の回答に関連するものです。
0:34:15	で、
0:34:16	これについてはですね、もともと 56 条の
0:34:23	中の周辺監視区域内の運搬を変更し反映するというふうに回答しているんですが、今回の本日の面談資料の 3 とか 5 見ても、
0:34:40	この 56 条が反映されていない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:43	もしくはの変更がですね、反映されていないんですけども、ここについてはですね、きちんと反映するようにしてください。
0:35:00	原子燃料工業熊取クロイシでございます。ご指摘の通りでございまして、反映漏れでございまして、大変申し訳ございません。
0:35:08	他の資料で言いますと、参考資料2は指名したものがありますので、そういう内容を考えているというところでありまして、シェアについては、
0:35:20	今後また、修正していき、ご提示したいと思っております以上です。
0:35:25	はい、原子力規制庁ナガイです。最終的に出していただくときには、資料ですので、反映していただければ結構ですので、保安規定の補正の方は確実にしていただくということで、
0:35:41	これまでの面談でも幾つかの確認して、反映するというような回答いただいているところで、他にも反映漏れがないかですね、よく確認をした上で、これからの補正の準備をするようにしてください。
0:36:01	原燃エクロイシでございます。承知いたしました。
0:36:07	原子力規制庁ナガイです。
0:36:27	12月3日の三菱原子燃料の面談の中の回答の6-9なんですけど、ここは審査基準の方ですね、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合
0:36:40	の規定があるんですけど、それに対応して保安規定で、その関連については、関連条文で定めている
0:36:52	情報については、
0:36:56	許可における重大事故に至るおそれがある事故
0:37:01	に関する説明がですね、もれなく反映
0:37:08	していることがわかるように規定してください。
0:37:14	それで、その際にはですね、いわゆる重大事故、これ重大事故等ってありますけれども、これは重大事故に至るおそれがある事故、
0:37:29	及び重大事故
0:37:31	なんですけれども、加工事業許可のほうでは、重大事故
0:37:38	は発生しないということで
0:37:42	許可されておりますけれども、重大事項に至るおそれがある事故については、一応想定はした上で許可されておりますので、その点をですね、許可で記載した内容も踏まえて、
0:37:59	適切な記載で説明をするようにしてください。
0:38:10	原子燃料工業熊取のクロイシでございます。ただいまのご指摘承知いたしました。本日の資料で言いますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:20	5 番目の
0:38:21	資料が事業許可との保安規定の記載整理ということで
0:38:27	ございまして、事業許可に、今ご指摘いただきましたような内容の記載がある部分を出して示しております部分が、
0:38:37	この資料 28 ページから 29 ページとなっております。許可でどのような想定をして、
0:38:44	重大事故に至るおそれのある事項を設定したのかといった経緯の部分抜き出したものです。この部分だけではなくて結構なボリュームになりますので、これを端的に的確に
0:38:59	記載するべきものだと理解しておりますので、検討して記載したいと思います。
0:39:07	この資料、該当する部分、
0:39:11	26 ページの一番下の辺りが現在の記載なのですが、
0:39:18	これでいいのか、もう少し検討するのとかといったところを考えていきます。以上でございます。
0:39:30	はい、原子力規制庁ナガイです。補正にあたってですね、よくもう一度確認した上で、
0:39:39	必要な修正があれば対応するようにしてください。
0:39:48	原子燃料工業熊取クロイシでございます。承知いたしました。
0:39:54	原子力規制庁ナガイです。今のがですね、これまでの面談回答を踏まえて、参考資料、本日これ以外の面談資料で確認することもありましたけれども、
0:40:12	最初の面談のコメント回答に対する更問ということで以上になります。
0:40:19	ここまでで東海事業所の方で何か付け加えたり、回答が熊取事業所を中心に確認をさせてもらったんですけども、東海事業所の方の回答としては、
0:40:35	何か相違する点とかあれば説明の方をお願いします。
0:40:41	原燃工東海のセヤマです。先ほど熊取事業所から回答していただいた内容と相違ございません。対応状況についても同じ状況でございますので、同じ対応を進めていきたいと思っております。以上です。
0:40:58	原子力規制庁ナガイです。わかりました。引き続きまして、面談資料の 1 のほうに移りたいと思います。この面談資料の 1 については、もともと審査会合で、
0:41:16	ご説明いただいた内容に、最新の情報にアップデートしていただいている
0:41:24	ものになりますけれども、
0:41:30	最初にですね、
0:41:33	この中で、
0:41:37	いくつかの
0:41:39	誤記といえますかね、気づいた点ありますのでお伝えします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:49	そうですね。
0:42:04	3 ページ目の
0:42:09	3 ポツのですね、3 ですね、章構成、主な変更内容の四つ目の
0:42:16	ポツでですね、これは単純な誤記だと、一般産業用工業人って書いてあるんですが、これは一般産業用工業品ということではないかと思しますので、確認の方をするようにしてください。
0:42:34	それから、
0:42:36	9 ページ目のですね。
0:42:39	施設管理
0:42:42	の
0:42:43	第 1 節
0:42:48	の
0:42:49	二つの条文についてですね、
0:42:54	具体的には、58 条、59 条
0:42:59	になりますけれども、
0:43:04	これとですね、第 2 節の 2 の 62 条の 2 から 62 条の 8 との関係を、整理して説明していただきたいと思います。
0:43:17	この後ですね、別途資料で確認をしていきますけれども、
0:43:23	この場で見えていくとですね、
0:43:27	58 条と 59 条
0:43:31	と重複する部分があるのではないかという、
0:43:38	確認というか、我々の方で見てると若干重複しているのではないかと思うんですけれども、どういうふうに整理しているのか、この資料だけでは見えにくいんですけれども、施設管理の考え方として、
0:43:55	まずはちょっとこの資料で、もしくは条文で説明していただけますでしょうか。
0:44:04	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:44:08	誤記のご指摘大変申し訳ございませんでした。拝承いたします。それから
0:44:14	御説明をということでございました施設管理第 6 章のところ、58 条と 59 条というところと、
0:44:25	後続の 62 条の 2 から 62 条の 8 までの整理ということで、簡単ではありますが
0:44:37	資料 1、1 番目の資料ですね、場所の番号で H-20100-1 ということでございます。
0:44:45	9 ページから 10 ページ辺りの部分になります。
0:44:49	第 6 章の施設管理第一節、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:53	施設管理に係る計画実施評価及び改善ということで、58条におきましては、
0:44:59	いわゆる
0:45:01	施設管理という業務に関する計画、それから実施ということで、
0:45:08	そういう計画としての文章、基準と我々が取ります基準を定めると、
0:45:16	いったようなこと、定めた基準通り実施するといったようなことです。
0:45:20	59条におきましては評価改善ということになりますので、実施した結果を確認した上で、必要な改善をするということになります。
0:45:31	という大枠の条文でございます、この二つの条文がケアしている
0:45:37	範囲が、この後続59条の2から、
0:45:48	11ページになりますけれども、65条の2、 ここまでが施設管理第6章ですので、
0:45:54	これらのたてつけの骨格となる部分、こういう基準を定めるといったような部分 でございます。
0:46:02	で、62条の
0:46:05	2以降、第2節の2ということで施設管理の実施に関する計画ということで、
0:46:11	従前ですと保全と言っていたような内容がこの部分であり、今回の改正で追加 されておりますことが、施設管理として実施すべき事柄としましては、
0:46:25	施設管理の方針を立て、目標立てて、保全の範囲を決定すると、それから保 全重要度を決め設定して、保全の
0:46:37	管理指標ですね、目標値を設定して、
0:46:42	監視を行うといったようなこと、この辺りが新しく追加したようなものとなっ ております。
0:46:49	保全はずっと実施していきまして、結果をここに評価し、
0:46:54	不適合を必要に応じて行って、最終的には保全の有効性評価と施設管理の 有効性評価ということを、
0:47:02	これから
0:47:08	たてつけといたしましては、62条の12で長期のサイクルで実施していきます ものも含めまして、施設管理の一環だということで、
0:47:20	基準のカバーする範囲だと、それから、
0:47:25	そういうことを実施する中で、工事、保守及び改造ということで、従来規定し ていましたものは変更する部分もございませんですし、給排気の停止だったりと か、
0:47:37	それから新規制基準対応工事の
0:47:41	使用前確認書の交付を受けるまでの機能維持といったようなことも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:46	従前通りですので、これらも含めまして施設管理の一般ということで、基準としてケアすべき範囲はここまでと、
0:47:53	そういう整理をしたものでございます。以上です。
0:47:59	原子力規制庁ナガイです。この条文の
0:48:06	構成はともかくとして、ご説明の内容は理解しましたので、そういうちょっと資料が飛んでしまうんですけど、後程、また確認するさせていただきますけれども、本日の資料のナンバー8 番号で言うとH-20143-1 の、
0:48:25	施設管理に関する説明があるんですが、その2 ページ目の図1 と照らして、今の条文をこう見ていくと、かなり
0:48:37	今の条文と、この図の中身のですねプロセスの繋がりとかが、皆さんなりにいろいろ工夫はされていることと思えますけれども、何か繋がらない部分
0:48:54	が多々あってですね、今とりあえず条文で確認させていただきましたけど、後程その資料8 の図1 の中でも、また振り返りながら、ちょっと確認させていただきたいと思えます。
0:49:11	その時にまたお伝えするかもしれませんが、
0:49:15	やはりいろいろ今ご説明のあった中で、条文が重複したりですね、している部分がないかどうかよく確認して、これは皆さんが使っていくものですので、皆さん自身組織内で、
0:49:32	よく理解できれば、
0:49:35	いいものなんですが、いずれにしても規定の内容がですね、重複したりしていないかというのは、よく再確認をするようにしてください。
0:49:50	原子燃料工業熊取のクロイシでございます。ご指摘大変ありがとうございます。先ほど説明させていただきましたものが、今回の施設管理を保安規定に盛り込む際のコンセプトといいますか、イメージといいますかですね。
0:50:06	そういうものを実際に条文にし、それを踏まえて、図にしようと
0:50:13	するところの表現力が悪かったり、或いは書いている文章が違うこと書いてたりということは、いろいろご指摘いただいたこともありましてですね、認識をしたと、またそれは、後程、資料の番号8 番のところで
0:50:32	ご指摘いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
0:50:37	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、同じ資料のと9 ページ
0:50:45	になります。これは
0:50:49	放射線測定器の管理とその測定方法なんですけど、
0:50:55	審査基準の第10号ですね、に対応した条項として、59条の5

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:07	はあるんですけど、それがですね、面談資料の 3
0:51:14	ですね、本日の、確認しているんですけど、確認ができていない
0:51:22	状況です。
0:51:25	で、
0:51:28	それから射線測定器の機能維持とか、校正については、53 条で
0:51:35	引用している第 6 章の施設管理の条文、
0:51:40	の引用先ですね、
0:51:43	関係条文 58 条とか 59 条、59 条の 5 とか 65 条の 6 などの引用先をですね、再確認していただいて、実質は施設管理と一体として、
0:52:00	運用するのであれば、そのことがわかるように整理して規定してください。
0:52:15	原燃工熊取のクロイシでございます。
0:52:19	今 2 点ご指摘いただきましたことを承知いたしました。そのとおりでございますので、
0:52:25	反映の方を検討いたします。以上です。
0:52:30	原子力規制庁ナガイです。もう 1 点ですね、審査基準の 10 号の放射線測定器の使用法
0:52:41	が規定されている条項がですね、
0:52:44	これは引用する別表も含むんですけども、資料の 3 とかですね関連資料その他の逐条型といいますか、関連する箇所に記載が見当たりませんので、
0:52:59	反映をするようにしてください。
0:53:06	原燃工熊取クロイシでございます。承知いたしました。
0:53:14	はい。原子力規制庁ナガイです。熊取事業所の確認がここまでになりますけど、東海事業所に確認します。まず一つ目なんですけど、
0:53:31	もともと保安規定の
0:53:36	たてつけといいますか条文の構成、これで
0:53:41	熊取事業所先行でいろいろ作業は、
0:53:45	されてる状況なんですけど、
0:53:49	どの程度同じで、どこが違う、むしろその相違点がもし把握されていれば、説明をしてください。特に条文が、ここはこう変えてるとか、
0:54:04	そういうのがあればですね、ちょっと説明をお願いします。
0:54:12	はい。原燃工東海のセヤマです。先ほどのお問い合わせなんですけど、東海の資料で言えば、資料 1 の 4 ページのところ、保安規定の章構成というのがありますので、それに基づいて説明いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:30	基本的にですね、今回の保安規定の変更に伴いまして、熊取と東海で章番号はほぼ一致させてございます。ただですね、一箇所というか1領域だけ異なりまして、
0:54:47	資料1のですね図1の4ページのところですね、真ん中ほど、第4章加工施設の操作といったところで、ここで第2節の2の設計想定事象に係る施設の保全に関する措置というものがございます。
0:55:03	こちらの方の条項番号が若干違っておりました、熊取の場合は、第30条の3で、0設計想定事象に関する加工施設の保全に関する措置を定めて、第30条の4で、重大事故に至るおそれ事故または
0:55:23	大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置というのをそれぞれ定めておりますが、東海の場合は、それぞれが第30条の2と第30条の3で定めております。東海の方は整理としましては、もともとの第30条の
0:55:42	2とか3とかいったものは、従前ございませんで、そこから新しい、今回いろんな移管されて、統合させたというところがございますので、新しい30条の2、
0:55:58	30条の3として付け加えたというところで、その場所だけだと、若干情報のズレが熊取とでございまして、ただし、それ以外につきましては、基本的に章構成は同様でございます。以上です。
0:56:15	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。保安規定の本文そのものの立て付けは、条文の番号は違うのみで、一緒ということであればですね、この後個別の資料で確認、資料2
0:56:33	以降で確認していくんですけども、当然二次文書以降、それから許可を踏まえた内容になっておれば、許可の段階で、それぞれ地域の特性であるとか、サイトのプラントの
0:56:50	状況が違いますので、その辺の違いについてですね、主に熊取からまず状況確認した後ですね、ご説明いただきますので、そういう形で進めたいと思います。
0:57:11	原燃工東海セヤマです。承知いたしました。
0:57:15	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは
0:57:19	次の資料に行きたいと思っておりますけれども、本日の資料ですと2番目、資料2になります。ナンバー2ですね。これは
0:57:32	番号で熊取事業所の資料番号H-20101-3ということで、品質マネジメントシステムに係る許可との整合性についてご説明いただいたものです。
0:57:47	この中で、これは内容というよりも、資料を見せたんですが、18ページ
0:57:54	のですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:58	34 条の欄がですね、今ずっと読んでると、なんか文字化けをして、何かフォントが違うのか、プリンターとの相性が悪いのかわかんないんですが、我々の方で印刷すると、
0:58:12	文字化けしてますので、この辺はちょっと再確認していただいて、そちらで紙出せばうまくできるのかもしれませんが、再確認をするように
0:58:25	してください。
0:58:27	それから、
0:58:29	13 条の 3、これ 23 ページになりますけれども、
0:58:37	13 条の 3 ですね、
0:58:45	規定している
0:58:48	担当グループ長の職務
0:58:52	なんですけれども、これは後程確認しますけど、検査、
0:58:58	組織等の関連で、工事とか検査を兼ねていないことを、
0:59:04	工事部門ですね、点検工事を行うものと、それから、検査を実施するものが兼ねていないことをですね、明確にするようにしてください。
0:59:23	原燃工熊取のクロイシでございます。承知いたしました。
0:59:28	ここでの独立性に関する規定ぶりを踏まえた、先ほどの施設管理の中で出て参ります
0:59:37	59 条の 2、59 条の 3 ページといった事業者検査の条文ですね、その記載に
0:59:48	したものがございますので、そことよく似た同様な記載ぶりで、独立性については、
0:59:55	13 条の 3 も、追記を考えたいと思っております。以上です。
1:00:02	はい。この資料の 2 については、具体的な保安規定を展開させている資料ですので以上になります。
1:00:24	熊取事業所以上になりますけれども、東海事業所の方は、本日品質管理の担当の伊藤さんがいらっしゃらないんですけど、
1:00:37	ちょっと 1 点、
1:00:39	全社の品質管理というとなんなんですけれども、東海の品質マネジメントシステムと熊取のマネジメントシステムって、一言で違いがあるとすると、どういう点が
1:00:56	違うのか、もしくは全く一緒なのか、ちょっと簡単で結構ですけど説明していただけますでしょうか。東海事業所の方からお願いします。
1:01:12	原燃工東海セヤマです。東海のマネジメントシステムと熊取のマネジメントシステムの違いですが、基本的には違いはないというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:29	東海事業所の鈴木です。ちょっと補足しますと、両事業所ともですね、保安品質保証の考え方っていいですか、規定としては保安品質保証計画書、QAPの方ですね、共通のものから
1:01:47	出発しております、それ以降、保安規定、この先続く下部規定、具体的な業務、施設の状況等に合わせ、若干違いがありますけれども、保安品質の考え方、システムという意味では同一でございます。
1:02:07	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。それでは次の資料に
1:02:14	いきたいと思いますけれども、面談資料ですと、3ですねH-2010用になります。
1:02:24	ここの 20
1:02:27	ページ
1:02:29	です。これは審査基準との整合ということで、一部不明な点があるので、いくつかお伝えしたり、確認をしていきたいと思っておりますけど、20 ページの第 4 章の加工施設の操作ですね。
1:02:45	ここで警報作動時の対応
1:02:49	の手順書に定めることと、それから第 4 章の加工施設の操作同じくですね、の中で異常時の措置とか、またそれ相当する
1:03:04	条文が読み取れないんですけれども、これは保安規定でどのように規定しているのかという
1:03:16	点について、ご説明をお願いします。
1:03:22	原子燃料工業熊取事業所のクロイシでございます。
1:03:26	ただいまのご指摘、
1:03:30	保安規定の第 4 章加工施設の操作の中で、警報作動時対応ということでございました。
1:03:37	これは異常時の措置ということになるのですが、
1:03:43	保安規定の条文として明示的には書いていないというご指摘だと理解しております。ご指摘の通りでして、記載につきましては、検討したいと思います。
1:03:54	実態といたしましては、
1:03:57	第 25 条第 1 項が、
1:04:01	非常時の措置も含めた
1:04:03	業務としての計画を定める条でございます、
1:04:08	そういうことで異常時の措置の中には、警報が鳴った時のことも含まれておりますので、下位文書の展開においては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:15	手順書で実態として定めているのですけれども、そのことが保安規定の書きぶりとして明示的になっていないということですので、検討いたします。以上です。
1:04:26	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:04:29	ご検討して適切に反映するようにしてください。
1:04:35	それから 20 ページから 21 ページの 32 条になりますけれども、
1:04:44	先ほどのすでに確認しておるところで、操作員が実施する巡視点検についてですね、
1:04:52	こちらの方はこの資料で確認したのかちょっとあれですけど、いわゆる操作員が実施する巡視点検
1:05:02	については、
1:05:06	適宜ですね、資料の方は関連する資料に反映するようにしてください。
1:05:13	それから、ちょっとし続けていきますけど、38 ページになります。ここで使用前事業者検査と定期事業者検査の実施体制、これは独立性の観点に
1:05:29	なりますけど、これは資料の 9 のほうで後程、引用しつつ確認したいと思います。
1:05:38	それから、ちょっとページ戻るんですけど、37 ページに記載のある第 11 章の定期評価についてですけれども、この条文がこれまでのコメント、
1:05:53	4-13 で確認したコメントを反映して、復活
1:06:00	されております。ここ
1:06:03	に、先ほども確認しましたけど、
1:06:07	保守管理の条文がありませんので、先ほど回答あった通り、
1:06:15	元の状態に戻してということですので、適切に対応するようにしてください。
1:06:24	それから、あわせてですね、
1:06:29	定期的な評価を実施したその記録ですね。
1:06:34	これが
1:06:39	今補正前の
1:06:42	保安規定の変更申請書では、それも削除されていますので、復活をした上でですね、適切な補正なり、関連資料にも記載をするように、
1:06:56	してください。
1:07:01	これについては、
1:07:04	どのように、
1:07:09	本日の資料を
1:07:15	使用しても結構ですけど、どういうふう記録について、
1:07:20	規定を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	する予定であるかっていうのは、ちょっと説明していただけますでしょうか。
1:07:34	原燃工熊取のクロイシでございます。
1:07:36	3点ほどご指摘いただきました。いずれも拝承いたします。最後の部分につきましては、
1:07:44	資料、今回1から13まであるものの中には示しておりませんが、参考資料ということで、
1:07:53	復活するということで補正を考えておりますので、関係する別表18の記録の部分です。
1:08:05	従前の定期評価は長期のものもありましたし、
1:08:12	そういう部分については6章の施設管理の方に継承しておりますので、その活動はないとして、日常の評価のほうは復活、記録としても復活が必要だということで、
1:08:25	別表18の中で
1:08:28	補正を
1:08:29	反映させていただきたいというところです。まさに同じ趣旨で、
1:08:34	定期評価削除を考えてますので、それを規定する文書も削除しておりましたので、別表19ですね、条文と下位文書の繋がりの関係しますものを、そこについても定期評価に関するものを復活させる必要があるというふうに考えております。以上です。
1:08:52	原子力規制庁ナガイです。わかりました。ここは参考資料の方も見たんですけど、
1:09:01	定期評価の結果を記録するっていうことを
1:09:07	定めている
1:09:11	部分っていうのは保安規定の中であるんでしょうか。あればちょっと説明していただけますでしょうか。
1:09:24	原燃工熊取クロイシでございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:10:02	原子力規制庁ナガイです。
1:10:05	クロイシさん聞こえますでしょうか。
1:10:09	聞こえております。この点については、この場でなくて結構ですけども、どういうふうに、要は誰が実施して、どういうふうに記録を残すかという規定ですね。
1:10:24	これをどこで読めばいいのかっていうのは補正なり、
1:10:30	それぞれ面談資料の中で、
1:10:33	反映させて説明をするようにしてください。
1:10:37	次に行きたいと思えますけど、よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:43	原燃工熊取クロイシでございます。よろしく申し上げます。
1:10:47	それから次なんですけど、39 ページの
1:10:53	62 条の 12 ですね、
1:10:58	施設管理方針とそれから施設管理目標
1:11:01	において、さらに、
1:11:05	62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合は、
1:11:13	云々という話、長期施設管理方針に従い、保全を
1:11:20	実施することを施設管理方針に反映すると
1:11:24	ということが追加規定
1:11:27	されておりますけれども、これも面談資料 8 のですね、2 ページ目の図 1 の施設管理のフローにおいても、この趣旨を踏まえた記載にしてください。
1:11:42	これ先ほど確認したことと同じなんで、資料 8 のときにまた確認しますけれども、面談資料それから 6 ですね、6 と関連箇所がいっぱいありますので、確認をするようにしてください。
1:12:01	それから、62 条の
1:12:04	6 の第 5 項ですね、
1:12:07	それぞれ点検計画とか設計とか工事の計画、巡視の計画、特別な保全計画について、規定されているんですけど。
1:12:23	これがですね、巡視の計画と、
1:12:28	それから特別な
1:12:30	すいません、第 1 項ですね、
1:12:33	項目出しのあっていない
1:12:37	ように見えるので、整合した記載となるように、
1:12:42	整理をしていただきたいと思うんですけども、
1:12:48	どのように整理しているのかということと、どういう対応を考えているのかっていうのを説明お願いします。
1:13:00	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
1:13:08	ただいまのご指摘の箇所、第 62 条の
1:13:14	6、
1:13:17	項目出しの第 1 項と、
1:13:20	それから第 5 項以降の整理ということで、第 5 項の中には、点検とそれから、
1:13:27	第 5 項の丸(3)が
1:13:30	定期事業者検査に関するところ、第 6 項が設計及び工事の計画、
1:13:37	第 7 項が巡視というように順番に出て参ります。第 8 項は特別な保全計画です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	という項目になってございます。それが、
1:13:46	現状の第1項の項目出し、今は丸(1から4)なのですからけれども、
1:13:52	おおよそ合ってるけれども、ぴたっと合っていないという部分だと思っておりますので、ここは検討したいと思っております。
1:14:01	はい、原子力規制庁ナガイです。検討の方をお願いします。
1:14:05	それから62条の12です。ここは経年劣化に関する技術的な評価と、それから長期施設管理方針
1:14:19	に関する規定なんですけれども、条文先ほども、
1:14:25	出てきましたけれども、いわゆる長期施設管理方針、
1:14:33	それから施設管理方針に基づく活動がなく、各種活動一体として、実施するという規定があるんですが、後程これまた繰り返しになって申し訳ないんですが、
1:14:49	これがですね、経年劣化に関する技術的な評価と長期施設管理プロセスですね、施設管理のPDCA
1:15:01	がですね、
1:15:03	サイクルが違って、長期的
1:15:10	に施設管理方針を見直す機会と
1:15:14	すると、長期施設管理方針
1:15:21	に基づいて、施設管理方針を見直す機会とするようにしなければいけないんですけれども、資料8の方で趣旨が反映されていないので、ここもあわせて、繰り返しなんですけど、いろんな資料から
1:15:36	呼び出されるんで、資料の8のほうで確認したいと思っておりますので、それに合わせて条文の見直しが必要であれば、修正するようにしてください。
1:15:48	それから62条の12ですけれども、同じく3項で引用している
1:15:53	添付の3ですね、
1:15:56	これは、
1:15:57	長期施設管理方針についても、
1:16:02	資料のほうに記載しておいていただいて、まず保安規定の中で規定していただくわけですけれども、資料の方にも反映するようにしてください。
1:16:19	原燃工熊取のクロイシでございます。承知いたしました。
1:16:28	原子力規制庁ナガイです。
1:16:31	面談資料3については以上になりますけれども、
1:16:36	東海事業所の方
1:16:41	の対応として、
1:16:44	何か今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:47	資料の方はいろいろ情報共有されてると思うんですけども、
1:16:51	何か
1:16:54	特異な点とか、
1:16:56	ありましたら、説明
1:17:00	していただけますでしょうか。
1:17:04	原燃工東海セヤマです。特に差はございませんので、熊取と同様の対応を行いたいと思います。以上です。
1:17:15	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました、引き続きまして、本日面談資料の四番目になりますが、H-20105-3、これは保全区域選定の考え方なんですけれども、
1:17:30	先ほどの確認の中で、事実確認しましたんで特にこの場では、
1:17:38	ございません。
1:17:41	次にですね、面談資料の5番になります。これはH-20139-1ということです。
1:17:54	これは23ページ目の第24条ですね、
1:17:59	設計想定事象
1:18:02	について、
1:18:04	これも許可の重大事故等の部分しか引用されていないんですけども、火災防護措置についても、位置構造や設備ですね、安全設計の教育訓練が、
1:18:20	保安規定できちんと規定されているか
1:18:24	確認してください。
1:18:29	その上でですね、許可の該当部分を引用して説明をするようにしてください。
1:18:39	原子燃料工業熊取のクロイシでございます。ただいまのご指摘承知いたしました。
1:18:46	許可との整合を示す中で、記載が許可の記載をまだあたりっていないんですかね。失礼しました、
1:18:58	引用すべき場所が、
1:19:01	まだ残っておりましてので、資料の中に追加したいと思っております。
1:19:07	以上でございます。はい、原子力規制庁ナガイです。許可の相当する部分の追加するにあたってはですね、その許可を踏まえて、保安規定が制定されているかで、改定が必要なり、
1:19:25	追加が必要な部分があれば、それは適切に保安規定に反映するようにしてください。合わせて、
1:19:35	今回は参考資料の添付に入ってるものですけど、段階的施行であるとかそういうものとの関連も合わせて確認するようにしてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:52	原燃工熊取のクロイシでございます。承知いたしました。
1:19:58	はい、原子力規制庁ナガイです。それから、資料の 29 ページ、それから 30 ページ
1:20:07	になりますけれども、第 32 条ですね、
1:20:11	機能確保とか漏えい管理、それから非常時の措置についても、位置構造設備や安全設計に係る許可の該当部分を引用して、説明をするようにしてください。
1:20:33	原燃工熊取のクロイシでございます。ご指摘承知いたしました。的確な場所が入ってきておりませんでしたので、資料のほうを修正したいと思っております。以上です。
1:21:33	原子力規制庁のタケダです。続きまして面談資料 6、保安措置ガイドの反映箇所について、確認をさせていただきます。番号が H-20141-1 になります。
1:21:54	まず最初なんですけれども、ページで言いますと、
1:22:01	これは 22 ページの 5 ポツでしょうかね。
1:22:05	この 5 ポツへの対応につきまして、施設管理の有効性評価に関わる条項も引用して付記するようにお願いします。
1:22:15	というのがまず 1 点です。こちらは、まず回答いただけるでしょうか。
1:22:25	原子燃料工業熊取のクロイシでございます。承知いたしました。それも所抜けておりました。追加してます。
1:22:34	規制庁タケダです。はい。お願いいたします。
1:22:37	もう 1 点なんですけれども、こちらは面談資料 8 のほうで、確認、回答いただければと思うんですが、一応述べさせていただきます。
1:22:50	先ほどから述べておりますような内容とちょっと重複するんですけども、保安措置ガイドでは、長期施設管理方針について、定めた長期施設管理方針を 6-2 に記載している施設管理方針に反映することにより、
1:23:10	施設管理における各種活動を一体として実施していく必要があるとの記載があります。
1:23:18	その一方で、
1:23:21	原燃工の保安規定では、第 62 条の 12 の 3 項では、
1:23:28	長期施設管理方針は、施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施するとの記載になっております。
1:23:38	ここの部分が保安措置ガイドの記載と相違があります、という指摘事項になります。
1:23:46	後程、面談資料 8 で、ここは確認させていただきます。
1:23:52	面談資料 6 からの確認事項につきましては以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:17	原子力規制庁ナガイです。
1:24:21	今の保安措置ガイドの長期施設管理方針のところなんですが、
1:24:28	面談資料 8 のときに、また、さかのぼって規則との関連もあわせて確認したい と思います。
1:24:36	それでは今の
1:24:41	ですね、面談資料 6 に関連して、東海事業所の方は、何か追加なり補足説 明、もしくは、
1:24:53	さらになんかこんな規定をしているとかっていうのがあれば、説明の方を願 いします。
1:25:00	原燃工東海セヤマです。特に追記する情報等はありません。以上です。
1:25:07	はい、原子力規制庁ナガイです。
1:25:18	わかりました。後程、資料 8 で確認したいと思います。それから、続きまして面 談資料の 7 に移ります。これは経年劣化に関する技術的な評価と、これは長 期施設管理方針の規定なんですけれども、
1:25:35	ここについては、
1:25:39	内容については記載している通りだと思うんですが、熊取事業所においては、 平成 29 年の 8 月にですね、ウラン粉末の漏えい事象が発生しておりまして、 その
1:25:55	対策といいますかね、是正処置とか水平展開として、高経年化評価技術評価
1:26:03	の対象機器の選定であるとか、経年劣化事象とか評価部位の抽出に、何か 反映すべき事項
1:26:12	とか、その確認の結果とかですね、
1:26:15	確認の結果、改善内容を
1:26:22	高経年化評価に反映したものが、まずあるのかないのか、あれば、どういう点 を反映しているのかっていうのを、この添付 1 の中で
1:26:38	説明を
1:26:40	してください。
1:26:51	原子燃料工業平沢でございます。ウラン粉末における水平展開ということで、 追加でした項目はありません。
1:27:06	従来と同じその選定に置いて、抽出した結果になっております。以上です。
1:27:16	原子力規制庁ナガイです。ウラン粉末の漏えい事象のときの各種報告を見ま すと、そういう反映事項が、
1:27:29	高経年化

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:33	への反映事項とかもですね、検討するような報告はなされておりますので、その結果、反映事項がなかったということであれば、そういう点も含めて、この資料の中のですね、
1:27:49	1枚目の
1:27:52	中にですね、そういう反映事項、ウラン粉末漏えいに対するときに報告した
1:28:02	内容を、今後のですね、その当時から見て、高経年化評価の
1:28:12	反映事項を検討した結果、
1:28:16	反映すべき事項がなかったのであれば、そういう旨の記載をするようにしてください。単に書けばいいということではなくて、資料としてはそういうことでも結構かもしれませんが、次回書くときにですね、どのような検討を行って、
1:28:33	どういう
1:28:35	ことを確認して反映しなかったかということだけは、説明を補足して説明をするようにしてください。
1:28:44	同じくですね、保守管理の方法とかを保全計画に反映するという
1:28:53	点についても、
1:28:56	報告の中に謳われてますので、再度確認していただいて、反映事項がなかったかどうかというのは、説明をするようにしてください。
1:29:12	長期施設管理方針とそれから施設管理方針の関係については、この資料8の中で明確に記載していただければ結構かと思っておりますので、そちらの方でまた確認したいと思っております。
1:29:32	原子燃料工業平沢でございます。資料の方には水平展開のそういう結果とかを追記いたしまして、また次回ご説明させていただきます。以上です。
1:29:45	原子力規制庁ナガイです。経年劣化に関する技術的な評価と長期施設管理方針については、熊取の方は、確認は以上になります。東海事業所の方は、
1:30:01	内容がそれぞれ異なる、施設も異なりますので、相違点あると思っておりますけれども、直近の実施結果
1:30:15	で何か長期管理方針を見直しているとか、
1:30:22	その実施状況について、簡単で結構ですけどご説明いただけますでしょうか。
1:30:32	原子燃料工業設備管理部の小川です。
1:30:36	長期施設管理方針、
1:30:40	経年劣化について検討評価した結果ですね、新たに反映するものはですね、
1:30:49	特にございませんでした。
1:30:57	高経年化評価のやり方につきましては、熊取事業所と同様のやり方で抽出とか評価を実施しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:07	以上です。
1:31:11	はい、原子力規制庁ナガイです。先ほどの熊取事業所のウラン粉末漏えいの際のですね、原因と対策なり水平展開の中では、
1:31:28	東海事業所についても規定されている部分がありますので、その辺も結果として、何か反映すべきことはなかったならそういうことになるのかもしれませんがけれども、よく報告の方の
1:31:43	続きといたしますかね、どのような対応をしていたのかっていうのは、この添付でなくても結構ですので、1枚目の下の方ですね、簡潔に記載して説明をするようにしてください。
1:32:00	はい、原子燃料工業東海の小川です。承知しました。
1:32:13	原子力規制庁のタケダです。続きまして面談資料 8 施設管理についてから、
1:32:21	何点か確認させていただきます。番号がH-20143-1です。
1:32:29	1点目ですね、図の1の方からですね、その確認事項がございます。
1:32:39	この図の1のフロー図の中でですね、
1:32:43	第58条が第62条の2の次に、フロー上おかれております。この理由を説明いただけますでしょうか。この58条が第6章、施設管理全体を規定しているのであれば、その主旨を図に反映するようにお願いします。
1:33:02	ご回答お願いいたします。
1:33:07	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。ご指摘の通りでございますので拝承いたします。
1:33:18	規制庁タケダです。わかりました。はい。
1:33:21	ではもう1点、同じ図から確認させていただきますが、この図中のですね、右下に59条の2から5、
1:33:34	それから63条から65という記載がございます、
1:33:42	ちょっとこれらが、右下にちょっと端っこに独立して記載されているように見受けられるんですけども、
1:33:53	これらの条文がフローの中で、どのような位置付けになっているのかが不明なのでですけども、ご説明をお願いいたします。
1:34:07	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
1:34:11	先ほど条文で言いますと、第62条の6ということで、その中で項目出しの話もありまして、その時に少し述べさせていただいた部分とか、重なる部分がございますけれども、
1:34:28	使用前事業者検査に関しましては、この62条の6の中の、
1:34:34	第6項丸(2)ということで、その中で59条の2を引用する形にしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:43	同じように、
1:34:45	定期事業者検査におきましても、この辺りは読み込んでいたりとかですね、しております。それから補修改造 63 条、64 条ですね、それから 65 条もそれに伴って給排気の停止ということがあろうし、
1:35:02	これは全体、
1:35:04	新規制対応工事の
1:35:08	使用前確認が終わるまで機能維持するということも、
1:35:12	この 62 条の 6 の一環というようにも考えておりますが、
1:35:17	それが、まるでその外に出ているかのような
1:35:22	表現力になっておりますのは、ご指摘の通りでございますので、これについては検討したいと思っております。
1:35:32	規制庁タケダでございます。説明いただいた内容につきましては理解しました。図の表現につきましてはちょっと検討をお願いいたします。
1:35:42	はい。もう 1 点この図 1 から確認させていただきます。
1:35:49	高経年化技術評価及び長期施設管理方針が、施設管理に係るプロセスの中で実施されております。
1:35:59	長期施設管理プロセスは、施設管理プロセスのさらに外側で PDCA サイクルをまわし、長期施設管理方針の変更が施設管理方針への反映となるように、保安規定の条文を見直し、図に反映をしてください。
1:36:17	この辺は先ほどから、事実確認というか指摘として申し上げている部分になります。
1:36:30	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。先ほどの以前のご指摘も不含めましてですね、見直しが必要な部分だと思っておりますので、あわせて検討したいと思っております。以上です。
1:36:47	原子力規制庁タケダです。はい、わかりました対応の方をお願いいたします。
1:36:52	面談資料 8 から最後の確認事項になりますが、
1:36:58	資料の最後の 4 ページ目でございます。
1:37:03	4 ページ目に記載されている施設管理方針、施設管理目標、保全活動管理指標、目標値、これらはそれぞれ誰が何条の規定に基づいて設定したものなのか。
1:37:20	これは確認になるんですけれども、説明をお願いいたします。
1:37:27	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
1:37:31	ただいまのご確認事項でございますけれども、施設管理方針につきましては、第 62 条の 2 に基づき社長が定めるとしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:42	施設管理目標につきましては、第 62 条の 2 に基づき、所長が定めるとしてございます。
1:37:49	それから、
1:37:52	保全活動管理指標と目標値につきましては、
1:37:57	第 62 条の 5 に基づき、設備管理部長が定めるとしてございます。以上です。
1:38:29	原子力規制庁ナガイです。
1:38:32	資料 8 で 2 点ほど、追加の確認
1:38:41	があります。もう何度もあれなんですけど、これが最後になりますんで、長期施設管理方針と施設管理方針との関係なんですけれども、
1:38:57	今見直しを
1:38:59	するというので、図を
1:39:05	修正するのは、わかりやすくしていただければいいんですけども、
1:39:10	その際にですね、
1:39:13	条文の規定ですね。これは
1:39:19	何ヶ所かあるんですけども、資料の
1:39:23	条文が書いてあるとすれば資料の 3 のですね、
1:39:32	39 ページあたりからですかね、施設管理の実施の計画
1:39:38	のところになりますけれども、
1:39:44	このですね、
1:40:19	すいません。規制庁ナガイですけども、
1:40:23	62 条の 2 のですね、
1:40:35	ちょっと確認させてください。
1:40:44	原子力規制庁ナガイです。62 条の 2 のですね、第 1 項っていうか、社長はっていう書き出しのところのひつつた、6 行目の後段後半ですね、さらにというところで、
1:40:59	第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合は、
1:41:08	長期施設管理方針に従い保全を実施することを
1:41:16	施設管理方針に反映すると書いてあるんですけども、
1:41:21	その意図がちょっとずっと、
1:41:25	もやもやしてるというか、
1:41:30	確認させていただきたいんですけども、長期施設管理方針を変更した場合には、
1:41:40	施設管理方針を変更した上で、
1:41:45	保全を実施するという

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:49	趣旨で書いているのでしょうかってことです。もしくは施設管理方針の中に、長期施設管理方針に従い保全を実施すると、
1:42:01	書くことを規定しているんでしょうか、ということなんですけど。
1:42:09	ちょっと質問がわかりにくかったら聞いていただければいいんですけども。
1:42:14	どちらなんでしょうか。
1:42:21	原子燃料工業の
1:42:23	熊取事業所クロインでございます。
1:42:27	長期施設管理方針を策定または変更した場合に、ここでは必要に応じてという言い方はしておりませんが、施設管理方針に反映する場合があったり、反映するまでもなかったりということがあろうかと思っておりますので、
1:42:46	そういうふうな状況で施設管理方針に反映するというところで記載してございます。
1:42:56	はい、原子力規制庁ナガイです。そうするとですね、今、
1:43:02	資料 8 の 4 ページ目にですね、参考資料として、
1:43:08	施設管理方針そのものを、
1:43:11	ついているんですけども、
1:43:14	これは現在の施設管理方針ということ
1:43:19	でよろしいんですか。
1:43:24	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。おっしゃる通りでございます、現在これが
1:43:31	施設管理方針でございます。
1:43:34	原子力規制庁ナガイです。大きいPDCAの中で、経年劣化、高経年化の評価をした上で長期の施設管理方針が変われば、このっていうのは、資料 8 の 4 ページ目の
1:43:51	この施設管理方針に反映した上で、その施設管理方針に基づく目標であるとか、保全、施設管理ですか、
1:44:06	保全活動を実施していくってことであればですね、
1:44:13	加工事業規則 7 条の 4 の第 2 項をもう一度、
1:44:19	見ていただきたいんですけども、
1:44:23	ここではですね、
1:44:32	読み上げますけれども、加工事業者は、
1:44:37	ちょっと条文は除きますけど、長期施設管理方針を策定したときまたは長期施設管理方針を変更したときは、
1:44:46	これを
1:44:47	施設管理方針に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:50	反映させなければならぬということですので、施設管理の
1:44:59	各種活動、保全活管理活動が実施されることになりますので、記載ですね、ちょっとその趣旨が読みきれませんので、
1:45:17	記載はちょっと適正化といいますか、そういう趣旨であるということであれば結構ですけども、ちょっと必要が
1:45:28	ある見直しも含めてご検討いただきたいと思います。
1:45:36	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。ただいまのご指摘承知いたしました。
1:45:43	原子力規制庁ナガイです。規則に従ってついうと、ちょっと杓子定規になってしまいますけれども、よく規則の趣旨を踏まえて条文も見直していただいて、
1:45:58	プロセスといいますかね、いわゆる施設管理、長期施設管理、経年劣化の評価なんですけど、その関係がうまくわかるように、図1のほうにも反映するようということでもちょっと何度もずっと確認してきたん
1:46:17	ですけど、ここはこれからの保守管理施設管理にポイントになってきますので、よく検討していただいて、見直しをするようにしてください。
1:46:33	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。ご指摘、よくわかりましたので検討したいと思います。
1:46:49	原子力規制庁ナガイです。それから先ほどちょっと施設管理目標の設定
1:46:59	について確認したんですけども、
1:47:06	これ目標自体は所長が定めるということだったんですが、
1:47:12	62条の5です、これは、
1:47:18	いろんな資料ありますけど、資料の3ですと39ページの一番
1:47:23	下の行になりますが、
1:47:30	設備管理部長は、保全の有効性を監視評価するために、保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で保安全管理
1:47:44	指標を設定すると、いう規定があるんですが、
1:47:50	施設管理目標そのものは所長が定めるとしている
1:47:56	事項と、どういうふうに関係と申しますか、
1:48:03	それぞれの役割を果たすように
1:48:08	しているのかっていう点について説明をしてください。
1:48:28	設備管理部長の池野でございます。原子燃料工業の池野でございます。
1:48:32	ただいまのご質問ですけど、この条文の中では施設管理目標の中でと書いてございますが、仕組みの中では施設管理目標の管理の中でやっていく形になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:49	所長が策定した施設管理目標に基づいて、その計画の進捗、或いは妥当性評価を行うために、保全活動の管理指標っていうのを設備管理部長が策定すると
1:49:04	という意味合いでございます。以上です。
1:49:09	はい、原子力規制庁ナガイです。言わんとするところは何となくわかるんですが、要は方針に基づいて目標分けまして、それに従ってというかその中で、
1:49:25	保全活動の管理指標と目標値が決まっていくという、
1:49:32	その中でそれぞれ社長であるとか所長であるとか、設備
1:49:38	管理部長を、すいません、設備管理部長の役割が
1:49:46	あるわけで、それをですね、今回
1:49:50	資料 8 の図
1:49:55	ってというか、参考資料を見ていたんですけども、
1:50:01	今度は 4 ページにあるんですが、
1:50:04	その関係ですね、特に施設管理目標の
1:50:10	中に目標値というのがあって、さらにその
1:50:15	下にですね、
1:50:18	保全活動管理指標と目標値っていうのは具体的にあって、この関係というのはどういうふうに理解すればいいのか、
1:50:30	先ほどの条文との関連で、
1:50:34	ご説明をしてください。
1:51:05	原子燃料工業の池野でございます。若干繰り返になってしまうのですが、施設管理目標っていうのを所長が定めまして、活動内容等を各々が計画していくわけですけども、
1:51:21	それを設備管理部長が監視してですね、その結果に対して妥当性評価を加えると、
1:51:30	そのための指標として、保全活動管理指標っていうのを設備管理部長が定めて、監視、妥当性評価に使っていくという意味合いで、資料で言いますと 4 ページに書いてございます、保全活動管理指標という形で、目標値
1:51:47	を定めております。
1:51:51	以上です。
1:51:57	原子力規制庁ナガイです。そうすると、私は資料 3 の 39 ページ見えますけど、62 条の 5 の
1:52:11	設備管理部長の役割として、その目標、施設管理目標の中で、
1:52:20	保全
1:52:21	活動管理指標を設定するという

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:28	のではなくて、目標を踏まえというか、目標に従ってというか、そういう、
1:52:37	形になるんですかね。そう理解すればよろしいんですか。その場合に、この施設管理目標と、この保全活動
1:52:48	管理指標との関係が今ひとつよくわからないんですけど、これ最後の質問になりますけど、そこは、
1:52:56	どういうふうに、
1:52:59	設定内容として、
1:53:03	指標の内容としてどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。
1:53:17	原子燃料工業の池野でございます。
1:53:27	資料の4ページで示しております施設管理目標でいいますと、新検査制度に基づく施設管理の適切な運用というのが目標になってございまして、どちらかといえば定性的な目標となっております。
1:53:43	それに対しまして、保全活動の管理指標の目標値といえますのは、ここに書いてございます通り、故障回数の目標値が1回未満であるとか、計画外の作動回数、
1:53:59	目標値が1回未満であるとか、定量的な
1:54:03	目標を定めております。これを各部に目標値として守っていただくと、
1:54:11	というような仕組みを想定した記載となっております。以上です。
1:54:18	はい。原子力規制庁ナガイです。今回参考資料として、実際の活動状況を確認するためにつけていただいたんですけども、条文の記載を皆さんの中でうまく理解ができているなら、
1:54:36	それでいいんですけども、さっきの長期施設管理方針と施設管理方針の関係、それからこの目標設定なり、
1:54:48	ですね、保全活動管理指標の設定の関係も、もう一度よく再確認して、必要があれば
1:54:58	条文が誤解がないかどうか別にして、わかりやすい記載に努めるようにしてください。
1:55:15	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
1:55:20	施設管理目標と、今現在我々が設定してます施設管理目標と保全活動管理指標を改めて見ますとですね、施設管理目標は事業所として、或いは各部がそれぞれやるべきことを、
1:55:36	詰めてある
1:55:37	というような目標になってございまして、そういう意味での定量的な評価には
1:55:44	できるのかなというところ、一方で保全活動管理指標、先ほど池野のほうから説明させていただいておりますように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:53	その活動の監視の道具といいますか、指標でございますので、
1:56:00	そういう各部がすべてやったはいいが、その出来栄えがどうだったのかといったようなことが図るという
1:56:08	目的であろうということで設定してございますので、そういう関係性なのかなというところでございます。
1:56:17	以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。今回は保安規定のほうの審査で、内容、Performancelについては、今後監視していくことになると思いますので、そういう中で、
1:56:33	この辺は改善というか、当然必要な変更されることだと思いますので、よく保安規定の条文との関連、あと誰が何をするのかということは、もう一度再確認して必要があれば、
1:56:50	保安規定を見直すなりしてください。特に必要なければ、その旨説明していただければ結構です。
1:56:59	熊取事業所に対する確認は以上になりますけれども、東海事業所の方は、施設管理方針であるとか、施設管理目標っていうのは、もうすでに実施、
1:57:14	決めてというか、実施している内容を相当する資料を見てますけど、
1:57:22	その内容を記載しているということでよろしいですか。
1:57:28	原燃工東海の瀬山です。ちょっと資料なんですけど、1点だけ資料修正ございまして、4ページの施設管理の目標がですね、もともとの記載、ちょっと熊取という違う記載あったんですけど、
1:57:45	最後に送らせていただいたもの、ちょっと本日の面談に間に合わなかったんですけど、そちらの方のお送りした方が、修正後のものは熊取と同じ目標の方記載してございますので、こちらの目標につきましてはすでに策定して
1:58:02	たものを、今回この資料に記載させていただいたものでございます。以上です。
1:58:09	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:58:12	資料の方は、昨日時点の資料で我々見てますけれども、
1:58:19	何か転記のミスというか、そういうのがあったということであれば、
1:58:26	資料のほうは修正版送っていただければ結構だと思いますけど、具体的に
1:58:34	どこを変えてるのかちょっと説明していただけますでしょうか。
1:58:39	原燃工東海のセヤマです。こちらにつきましては、資料8の4ページ目ですね、こちらそれぞれ施設管理方針、施設管理目標、あと管理指標と目標値という形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:55	括弧の形で記載させていただいておりますが、このうち施設管理目標、こちらの中段にある、もとの記載ですと新検査制度運用に関する適切、原則的な運用という記載でございましたが、こちらの方で
1:59:14	書いてございます新検査制度に基づく施設管理の適切な運用をこちらに直してございます。こちらを直したものを資料としては置かせていただきます。
1:59:27	以上でございます。
1:59:42	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました。
1:59:48	資料のほうは参考ですけれども、誤解のないようにですね、訂正した版で、本日の面談資料としてください。
2:00:03	原燃工東海セヤマです。で申し訳ございません。そのようにさせていただきます。
2:00:11	はい、原子力規制庁ナガイです。
2:00:13	それでは次の資料に行きたいと思えますけど、面談資料の9になります。
2:00:27	原子力規制庁ナガイです。面談資料9は検査の独立性についての確認になります。
2:00:41	1ページ目のですね、
2:00:48	これは
2:00:50	僕らは資料の順に行きますけれども1ページ目の本文8行目からですね、検査を除く
2:00:59	施設管理を
2:01:01	行う
2:01:03	ということがグループ長ですね、各グループ長は、検査を除く施設管理を行うことが、
2:01:11	規定されておりますけれども、
2:01:14	何条でどのように規定しているのかっていうのを御説明
2:01:22	お願いします。
2:01:26	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
2:01:32	9番の資料の記載は、説明資料ということで少し省略した書き方をしてわかりにくい部分のご指摘であったかと思っております。別の資料、逐条型も資料で言いますと、
2:01:49	3番目の資料が、一つ例で説明させていただきたいものでございます。番号はHの20104-3と。
2:02:02	16ページに保安規定の第17条の職務
2:02:07	が書いてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:10	保安組織の所長以下、各部長、各グループ長の職務が丸括弧番号で列挙してございます。
2:02:19	1例としまして順番に上から見ていきますと1例として丸括弧3、品質保証部長、
2:02:26	品質保証部長の職務としては、
2:02:30	この品質保証部には燃料品質グループというグループが一つしかございませんので、
2:02:38	グループ長が1名いると
2:02:40	いうところで、ここに書いてあります、
2:02:44	作業及びその作業に
2:02:47	係る設備の
2:02:49	そこ以降ですね、施設管理、設備の施設管理というように言えば、検査も含まれてくるだろうと、
2:02:56	当然考えるわけですがけれども、そう書かずに書き下してございます。
2:03:00	設計工事、巡視、点検その他施設の管理ということで、検査を含めれば施設管理となるんですが、検査を
2:03:08	あえて抜いてございます。ですので、
2:03:11	品質保証部長の職務には検査を含めていないと、
2:03:16	いうこととございます。そのことが言いたかったので、検査を除く施設管理を行うことが規定されているというような記載ぶりをしてございます。
2:03:26	他の部長が、幾つかありますが同じような記載ぶりで検査を抜いてございますので、ご確認いただければと思っております。以上です。
2:03:36	はい、原子力規制庁ナガイです。
2:03:39	今品質保証部長
2:03:44	の例で、
2:03:48	もしくは燃料品質グループ長の
2:03:52	例でご説明していただきましたけど、
2:03:56	この資料9のですね図1の場合
2:04:01	になりますけど、
2:04:05	例えば図1ですね、資料9-1、2ページ目の
2:04:10	上側ですね。
2:04:15	図1になりますけど、
2:04:18	17条の3項の
2:04:22	(9)、これちょっと図とよりは条文ですがけれども、17条3項の(9)で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:30	燃料品質グループ長の職務として、分析作業とか検査作業及び当該作業に係る設備の設計工事、巡視点検その他の施設の管理に関する業務を行うと
2:04:46	いう規定があるんですけども、この図 1 のですね、検査体制図の内容と矛盾した
2:04:58	説明となっているの
2:05:01	ではないかと思ってるんですけども、この点について、どういうふうに独立性っていうか、
2:05:11	工事点検とかですね、
2:05:14	と検査との独立性を
2:05:19	どう確保しているのか、説明をお願いします。
2:05:26	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
2:05:30	保安規定 17 条、特に品質保証部に関わるものの記載は、丸括弧 3 の品質保証部長と丸(9)の
2:05:43	燃料品質グループ長でございます。いずれもこの部は燃料の製品品質に関わるような検査を行っている部でございます。
2:05:54	別個の検査というのは、
2:05:56	製品、いわゆるペレットであったり燃料棒であったりというものでございます。これの検査を行う部、グループ
2:06:04	ということでございます。
2:06:07	今回の検査制度、新しい検査制度ということで、我々が実施しなければならないというもの、いわゆる使用前事業者検査とか、
2:06:19	定期事業者検査を実施する対象施設管理ということで、実施していくものは行ったものでございますので、非常に紛らわしい。
2:06:28	検査作業とは言っておりますけれども、事業者検査のことなのかどうかということ、
2:06:36	しっかり書くべきだなというふうに考えましたので、丸(3)の方には、従前、
2:06:42	検査作業と書いておりましたもの、燃料品質に係る検査作業といたしまして、
2:06:49	丸(9)にも同じように書くべきであるところを漏れておりましたですね、気が付きました、同じように書かせていただきたいと思います。とっております。
2:06:59	という意味で、
2:07:01	品質保証部とその燃料品質グループ長
2:07:05	が所管しております作業、
2:07:08	検査作業というのは検査の独立性を要求するような、
2:07:13	事業者検査のことではございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:16	ですので矛盾した表は、一見紛らわしくて矛盾したかのようですが、検査作業というのはございますので、そういう意味で規定して、少し修正が必要かなというふうに考えております。
2:07:31	以上です。
2:07:33	はい、原子力規制庁ナガイです。そういうことであれば、この資料 9 の図 1 と、それから条文の関係は理解できますので、誤解のないようにですね、記載のほうをお願いします。
2:07:49	検査体制については、今は図 1 の、これは品質保証部と言えいいんですか、分析検査設備の使用前検査の例で確認しましたけれども、
2:08:05	ほかにもいろんな設備の使用前事業者検査、それから定期事業者検査も同じなんです、検査を行う組織とそれから工事を実施する部門の
2:08:21	独立ということで、今みたいなのがないかもう一度全体をよく見てですね、誤解のないような記載するようにしてください。
2:08:37	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。ただいまのご指摘承知いたしました。
2:08:44	はい。それから、
2:08:47	同じく資料 9 の 1 ページ目の、これは 14 行目からになりますけど、
2:08:54	これに加えてっていう
2:08:58	ところがあるんですけども、
2:09:11	検討の結果見直した箇所として、
2:09:15	検査責任者についても、当該設備の検査に係る工事または点検を行わないことを保安規定第 59 条の
2:09:27	2 及び 59 条の 3 において明記すると説明しておりますけれども、
2:09:35	図 1 の
2:09:40	燃料品質グループ長の職務は、
2:09:44	設備を所管する燃料品質グループ長の職務と、
2:09:49	重複するんじゃないかと思うんですけども、
2:09:53	その検査を除く施設管理を保安規定で、
2:09:58	どういうふうに規定しているのかを説明してください。
2:10:06	原子燃料工業熊取事業所をクロイシでございます。
2:10:14	はい。ただいまのご質問につきましては、先ほどと同じ部分ですね、資料番号でいうと 3 番の 16 ページ、保安規定の第 17 条職務に関する部分、
2:10:26	燃料品質グループ長については丸括弧 9 で規定してございます。
2:10:31	かならずしも品質保証部に限らず、
2:10:35	我々の保安規定では部長の指揮を受け、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:42	グループ長が業務を行うということが規定してございます。その中身は、この例で言いますと、丸(9)で言いますと、
2:10:56	分析、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備のということで、設計工事巡視点検その他施設の管理、これは先ほど丸(3)の部長の方でグループ長に指示して行う部分です
2:11:12	ので、部長指揮のもとで、
2:11:15	行う業務の中には検査を入れてございません。
2:11:20	一方は、事業者検査についてはどうするのだということになりますと、これは
2:11:25	総括する所長のもと行うということにしております。
2:11:30	そういう意味でまた書き、
2:11:32	保安を総括する所長おいうのは当然のことでございますので、この 17 条で言いますと、
2:11:39	第 3 項マル(1)で書いてございますので、繰り返しになるんですけどもあえて書きまして、部長の指揮下ではないと
2:11:47	いう意味でございます。
2:11:49	59 条の 2 とか 59 条の 3 の、使用前事業者検査又は定期事業者検査に関する業務を行うということで、
2:11:58	規定してございます。以上です。
2:12:06	原子力規制庁ナガイです。
2:12:08	そうすると確認なんですけど、
2:12:13	17 条の職務、丸(9)、その他所長指揮のもと行うという、所長による総括のことというのも踏まえて、
2:12:25	今回の
2:12:28	この一連の事業者検査、仕様前定期事業者検査については、
2:12:37	工事も点検も行わないグループ長が検査責任者となって、
2:12:46	そういう、その検査の組織というか体制を構築しているという
2:12:52	こと
2:12:57	を図示したのが、資料 9 の図 1 からの 2、3 とあるんですけど、ずっと、
2:13:04	ということよろしいんですか。
2:13:10	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
2:13:14	今おっしゃっていた通りのことを職務 17 条で規定し、そのような例として、
2:13:24	今回の資料で図示させていただいたというものでございます。
2:13:30	少しわかりにくい部分があるかなと、この図を作っておきながら思っている部分でも、今申した趣旨が実現できるのではないのかなと思っている部分を、
2:13:42	補足させていただきますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:45	図 1 の例で言いますと、
2:13:48	設備を分析設備ですね、或いは検査設備を所管する、
2:13:54	設備所管部というのが品質保証部であれば、そのものが設計或いは改造のために工事するといったようなことです。その場合には別の、
2:14:10	この場合では設備管理部の
2:14:13	設計グループであったり工務グループだったりにやらせるわけなので、
2:14:18	そういう意味で、工務グループが実施した工事について、
2:14:23	当該の燃料製品質グループ長から検査をするということになりますので、
2:14:29	別の
2:14:30	ものに工事をやらして、
2:14:34	所管する設備の検査をするということですので、独立性は説明できるであろうと。
2:14:40	一方これが、
2:14:43	この図でいう下側の定期事業者検査の方になりますと、
2:14:47	運転が入って参りますので、
2:14:51	点検工事ということで、工事または点検を行わないということになりますと、
2:14:58	設備を所管する部門のグループ長が、
2:15:02	そのものが、本人が点検をしないにしろ、
2:15:07	そのもと、検査の責任者になるというのは、少し独立性の程度が悪いのかなということ、
2:15:14	ここはやらせないという例をお示してございます。製造管理グループというのは、品質保証部ではなくて、別の部の
2:15:23	燃料製造部のグループ長ですので、別部門のものをあてがっていると、そういうこととございます。
2:15:30	定期事業者検査というのは、運転が入っていくので、そういうことになるんですが、使用前というのはまだ運転に入る段階の前、
2:15:38	工事して、検査をして、その次に運転に入っていくわけで、
2:15:42	そういう意味で、工事または点検を行わないということは満たしているのかなと、いうように考えた次第です。以上です。
2:15:51	原子力規制庁ナガイです。わかりました。これ今御説明わかりやすかったと思うんですけど、そうすると、
2:16:00	検査対象設備に関する部署のうち工事を所管する
2:16:07	グループ長でない方が検査責任者となるという、いわゆるたすきがけっていうんですかね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:14	そう理解しましたけれども、そういう体制にするというのが、これ最初の確認、何回も申し訳ないですけど、資料 3 の職務なり、関連する
2:16:30	定期事業者検査の例で説明ありましたけど、関連する 50 何条だったか、ちょっとあれですけど、定期事業者検査の実施の条項で、ちょっとどこでそういうことを規定してるかっていうのを、
2:16:46	もう一度ご説明いただけますでしょうか。
2:17:04	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
2:17:08	資料番号 3 番で言いますと、ページ 38 ページ、
2:17:15	59 条の 2 と 59 条の 3 が、ちょうどその部分が出ておまして、いずれも同じような記載ぶりですが、第 2 項ですね、
2:17:25	担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事、
2:17:32	または点検を行わないことはもとより独立性の確保の観点から、
2:17:37	そういうことで、当人自身も行わないのは当然のことだという意味の記載ぶりをしてございます。
2:17:45	これは、
2:17:48	グループ長が、自ら工事を行わないのであれば、そのグループのものでいいんだという意味ではなくてですね、別のグループのものであると、
2:17:57	グループ長に関してはそういう意味になります。
2:18:00	その次独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事または点検に関与しない要員を、
2:18:07	検査員として配置するというようにしてございますので、この担当グループ長を検査の責任者として、
2:18:15	検査体制を、独立性をもった体制を構築するということ、自身も含めてそういうこととなります。以上です。
2:18:23	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。この点は、いろいろ
2:18:29	今回見直しをしている
2:18:32	箇所ということで、
2:18:35	資料の記載も斜めの記載になってますけれども、今後反映していく事項ということで理解しました。
2:18:47	熊取事業者に対する確認は以上になりますけど、東海事業所の検査実施体制については、どのようになっているのか、
2:19:00	単に条文だけ
2:19:02	なのかもしれないけれども、
2:19:08	資料に基づいてですね、簡単にご説明いただけますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:19	はい。原燃工東海セヤマです。整理の仕方はですね、熊取と同様でございます、東海につきましてもですね、検査の独立性というところの検査責任者に対してはですね、
2:19:34	定期事業者検査の場合は、設計であったり点検であったりといった、そういったグループ長からですね、責任者を選ぶというところ、その方針で行っております。具体的に図示したものはですね、資料 9 の
2:19:53	例えば図1でございます、うちの下半分の方が定期事業者検査に対する体制図でございますが、例えばこの例でございますと、分析検査設備につきましては、設備の所管が品質保証部長です。その実際の操作点検を行うのは検査グループ、
2:20:13	検査グループ長で、設計開発、工事を行うものとしてはですね、設備管理部長のもと、計画グループと品質管理グループ長が行うというところで、実際検査を行うのはどこかと言いますと、一番右側でして、
2:20:30	検査グループ品質管理部門を除くグループ、ここからグループ長を選んで、実際の事業者検査を行う、そういった体制をとるようにしてございます。後の図 2 から図 5 までは同じような考え方で、
2:20:49	それぞれ独立性が担保されている様を記載してございます。簡単ですが以上でございます。
2:20:56	はい、原子力規制庁ナガイです。そうすると、この図1の記載なんですけれども、熊取事業所との対応で見てるんですが、熊取事業所は、これは説明の図ということかもしれませんが、具体的に実施するグループ長が、
2:21:14	書いてあるんですが、東海の資料では、の検査グループ長と品質管理グループ長、図 1 の下の検査組織のと見えてますけど、検査グループ長と品質管理グループ長
2:21:30	を除くグループ長ということで、でもいってことではないんでしょうけれども、他のグループ長が実施するというので、
2:21:40	よろしいんですか。
2:21:45	はい。原燃工東海のセヤマです。その通りでございます、一応図としてはですね、条文そのままみて、それ以外のグループということで、記載させていただいたものでございます。以上でございます。
2:22:10	はい。原子力規制庁ナガイです。
2:22:14	ここの記載は東海についてはわかりました。ちょっとすいません、熊取事業所の方で、もう一度確認したいんですけど、先ほどの資料 8 の図 1 で、
2:22:26	責任者は独立しているってことなんですが、図 1 の下の方ですね、検査体制の方は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:36	燃料品質グループの要員が製造管理グループ長ののもとで、いわゆる検査責任者ののもとで、実施するっていうことになってますけど、これはよろしいんですか。
2:22:53	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
2:22:56	この
2:22:58	図 1 の分析検査設備だと、こういう例が、
2:23:04	典型的な場合かなというふうに考えてございます。
2:23:09	以上です。
2:23:13	原子力規制庁ナガイです。その場合でも、工事または点検に関与しないものということで、
2:23:21	選定をしているっていうことで、同じグループではあるんですけども、
2:23:27	設備所管部であるんだけど、
2:23:30	工事に関与していないものっていうことで、
2:23:35	体制を構築するということですね。
2:23:38	よろしいでしょうか。
2:23:41	原子燃料工業黒熊取事業所のクロイシでございます。おっしゃる通りでございます。そのような体制で独立性を
2:23:51	確保した体制としたいと考えております。
2:23:55	原子力規制庁ナガイです。わかりました。資料の 9 については、
2:24:02	確認は以上になります。
2:24:05	それから、もう少しあるんですけど、
2:24:12	原子力規制庁ナガイです。ちょっと長くなったんで、ここで 1 回、
2:24:18	10 分ほど休憩入れて再開したいと思います。よろしいでしょうか。
2:24:26	原燃工熊取クロイシです。承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁タケダでございます。それでは、引き続き事実確認を進めて参ります。次の事実確認は、資料ナンバーの 10 からになります。
0:00:17	こちらから事実確認をしていきます。
0:00:26	原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、本日の資料番号は 10 になりますが、H20149、
0:00:38	改善措置活動ですね、通称CAP活動と言ってますので、この中でCAPとか省略させていただきますけれども、についてになります。
0:00:54	最初の確認なんですが、
0:00:57	この資料の 1 ページ目のですね、プロセスの概要の説明の中で、
0:01:05	発電用原子炉のCAPシステムの概念を参考に、見直しを行ったという説明があるんですけど、
0:01:15	具体的にどのような概念を参考にしたのか、簡単で結構ですけど、説明してください。
0:01:27	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:01:32	検査制度、4 月 1 日に制定される以前から、こういう面談等いろいろ実施していただいている中で、
0:01:43	電力さんの方からいろんな情報提供もございました中で、参考にさせていただいたところのものです。
0:01:53	その資料、我々の資料ではございませんので準備はしておりませんが、口頭で簡単に補足しながら説明させていただきます。
0:02:04	具体的には、
0:02:08	電力さん含めた面談の資料というのがありますので、そちらは見ていただけたらと思うしておりますけれども、
0:02:17	CAPシステムの骨格というものが示されておりまして、基本モデルで状態報告があり、スクリーニングをし、処置を行う、或いは保安の観点では処置は必要ないとしたとしても、通常のマネジメントの管理の中で、
0:02:35	処置を進めていくといったような、そういう基本モデルというものが提示されてございます。
0:02:42	詳しくは
0:02:44	状態方向の中には、このようないろんなものがあるっていう例示もしたような、非常に詳細な概要の全体像ということではありますが、詳細な図の例示がございいます。
0:02:57	そういうようなものを参考にさせていただきますして、
0:03:02	今回の資料番号で言うと 10 番の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:05	図 1 ということで、
0:03:10	示させていただいたものを、赤字で示しているところは、その今申しましたようなものを参考に組み込んだようなところがございます。それ以外のフローじゃ、従前からの、いわゆる
0:03:24	不適合管理であったり是正予防といったものであったり、
0:03:29	今で言うと未然防止というのですけれども、そういう部分も従前から活動としてはあったというようなところ。
0:03:39	足りていない部分は、電力さんのCAPシステムの骨格を基本モデルを参考にしながらつけ足したという形です。状態報告の中には、いろいろな情報を取りに行くということで、
0:03:54	図 1 で言いますと④みずからリスクを取りに行く活動ということで、
0:04:01	ここでは例は
0:04:03	労働安全衛生等としか書いてございませんけれども、様々なものがございます。
0:04:09	そういう中から情報
0:04:12	がいろいろ集まって参りますので、保安の会議体として設定したスクリーニングということで、CAP会議の中で、もともとが保安以外のことも、すそ野を広げて情報を集めていきますので、
0:04:27	必ずしも保安にかかわらないような情報たくさんあるのでしょうけれども、ものによっては不適合処置が必要だろうというようなものも出てくるといったこと、そうでなければ、もとのマネジメントの中で処置していけばよいということで、図で言うと点線矢印で出ていってる部分、
0:04:45	みたいなことです。
0:04:47	その結果、CAP 会議については、従前からある保安の会議体であります核燃料安全委員会へ報告すると、結果を報告するといったようなことですね。
0:04:58	そのような様が
0:05:00	電力さんのCAPシステムの骨格基本モデルの流れと、おおよそ似ている、参考にさせていただいて取り入れたところということでございます。
0:05:11	以上でございます。
0:05:13	はい、原子力規制庁ナガイです。もっと丁寧なご説明ありがとうございました。
0:05:19	ずっとこれまで積み上げてきたものを反映してるということで、理解ということで、
0:05:28	概念を実用炉のCAPの概念を参考にということで、理解しました。次なんですけれども、
0:05:37	2 ページ目、資料の 2 ページ目ですね、スクリーニング

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:43	のプロセスですね、いわゆるCAP会議と呼ばれてるようですけれども、それ以下の活動が、保安規定の第 14 条と、それから 15 条、15 条の 2 のそれぞれの観点を併せ持って、
0:06:00	運用している
0:06:03	ようでございますけれども、
0:06:06	保安規定上の条文
0:06:09	との対応で考えたときに、整理されて
0:06:17	いるのか、ちょっと非常に読みづらいところがあるんですけれども、どういうふうにこの図の書き方
0:06:27	だけの問題かもしれませんが、どういうふうに整理しているのか説明をお願いします。
0:06:37	原子燃料工業熊取事業所のクロイシでございます。
0:06:41	保安規定の条文といいますと、資料は逐条型の 3 番目のもので、例に
0:06:50	示させていただければと思います。14 ページに、
0:06:54	第 15 条は正処置等ということで、関係する部分見ますと、
0:07:01	所長は管理責任者として各部長に個々の不適合その他の事象
0:07:06	が、原子力の安全航行ということで、従前は不適合ということだったのですけれども、その他の事象も取り込むという部分でございます。この部分が、
0:07:16	先ほど電力さんの仕組みCAP式のシステムの仕組みを参考に取り入れた部分に相当すると、その他仕様を取り入れるための、仕組みとしてスクリーニングCAP会議といったものが必要になるというように考えたわけです。
0:07:34	それ以外の部分は従前の不適合管理是正処置ということで、もう少し黒字の大きい枠のところ全体が第 14 条 15 条 15 条の 2 ということ、図として示したつもりでございまして、スクリーニングの入口のことを示しているという意味では、
0:07:53	なかったのですが、ちょっと誤解を招きやすい証言だったのかなというふうに思っております。以上です。
0:08:03	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:08:08	ですから
0:08:10	ここは、
0:08:15	規定上の並び条文の並びとですね、実施する内容はちょっと輻輳してるんじゃないかと思うんですけど。
0:08:29	CAP
0:08:31	会議の
0:08:37	スクリーニングした結果が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	左側の核燃料安全委員会に報告されるんですけども、
0:08:49	報告の
0:08:52	前についていうか、スクリーニング会議においてと言えればいいのか、さらにその前 かも知れない。保安規定ですと14条の2とかデータの分析評価
0:09:03	とかですね、そういうところにも関連してくるんだと思うんですけども、そうい う、
0:09:10	いわゆるそのスクリーニングという、
0:09:14	活動の規定した条文がですね。
0:09:18	そこ
0:09:21	は、何て言いますかね。
0:09:24	この枠、不適合管理とか、是正処置と未然防止の中に含まれなくてもよろしい んでしょうか。
0:09:37	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:09:44	スクリーニングと申しますか、データを分析して、評価してっていう、
0:09:51	部分につきまして、不適合の管理のデータというものを扱うという
0:09:58	意味で、
0:09:59	そのつもりで、この図1の中では、一番右下のほう評価結果以前のところに、
0:10:08	第14条の2データの分析で評価というのを入れてはいるのですけれども、ち よつと
0:10:16	14条の2の意味合いからすると、
0:10:21	ここで表現するのはちよつと不適かなというように思ってます、むしろ、
0:10:28	これは監視及び測定のところの1アイテムなのかなというように考えておりま す。
0:10:38	原子力規制庁ナガイです。
0:10:40	今、先ほどの14ページで言えば、資料3の14条の2を見てるんですけど、
0:10:50	データの分析及び評価のところの
0:10:53	中に、
0:10:56	今回特にCAPを意図して、この2項の丸(3)の本案ですね、是正処置を行う 端緒ということで、不適合にあたらぬ、
0:11:12	不適合に至らない機器等及びプロセスの特性傾向かられた情報に基づき、是 正処置の必要性について検討する機会を得ることをいうものを含むと。
0:11:25	この分析を受けて、
0:11:29	CAP会議で分析するというか、事前に分析するんでしょうけれども、そういう活 動が
0:11:39	行われ得るのではないかと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:44	皆さんがどういう意図で書いてるかわかんないんですけども、
0:11:51	そういう分析した結果
0:11:54	としてスクリーニングして、
0:11:59	仕組みの改善というよりは、
0:12:01	仕組みの改善と言えはいいのかな、
0:12:04	資料の
0:12:08	10番の図1のですね、スクリーニング会議のアウトプットがですね、不適合とかのABCとか、不適合となる恐れとかがあってあるんですけど、その左側にブラントして、
0:12:25	結果報告となって、核燃料安全委員会に報告されるわけですが、
0:12:31	なんですかね、分析をせずに、
0:12:36	ただ報告となると、この左側の①の
0:12:40	未然防止の15条の2の枠がですね、社内情報として、トラブルの情報を集めてデータベースに載せて、
0:12:51	それがそのまま、
0:12:54	委員会に何か報告されて、どかっと積まれるようなイメージに見えるんですが、
0:13:03	そういうことで理解してよろしいんですか、もしあの今の14条の2が、このスクリーニング会議のこの右側の枠に入らないということであれば、
0:13:15	そうなるんですか。
0:13:19	原子燃料工業熊取事業所のクロインでございます。
0:13:25	現状、その情報を集めてきてドカッとという言い方が、イメージがどこまで
0:13:34	あるかっていうのもありますけれども、ドカッと例えばドカッとなんですけれども、担当者がそれなりに整理をしたものを会議体に諮る。
0:13:44	結果報告するなり水平展開の要否であったりというようなことですが、そういう形をとってございます。
0:13:53	14条の2のデータ分析及び評価というところの、
0:13:58	例えばこの第2項の丸(3)の機器とプロセスの特性及び傾向というようなことも、
0:14:05	データを分析すれば何がしか出てくるというようなものですので、そういうデータの分析っていうのは、いろんな活動の中に出て参ります。
0:14:16	その一つが、従来からやっている部分で⑦のマネジメントレベルであったり、
0:14:23	保安内部監査もそれなりに情報集まってくるので、
0:14:28	それから日常の監視測定ということもございまして、定期評価ということも、その一環かなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	先ほど申しました不適合も、1件1件の
0:14:38	処置、今管理というのは不適合管理というのはやっていくわけですが、それが、
0:14:44	例えば年度単位であったりとか、それなりのデータが集まって参りますと、
0:14:49	何がしかの特性が見えてくるというようなこと。
0:14:53	そのようなことは、今回たてつけたスクリーニング、CAP会議で実施するものだとは思っておりませんでして、
0:15:02	そういう分析の手続き手順というのは従前からありますので、それはそれで活用して、今後もやっていくと。
0:15:09	いったようなことで、14条の2は新しく組み込んだものではありますが、
0:15:15	ある程度これまでやってきた活動を、
0:15:18	保安規定の条文として適用できるのではないのかなというふうに考えたものでございます。
0:15:25	以上です。
0:15:27	原子力規制庁ナガイです。まず今説明あった通りで、従来からやっている不適合措置是正処置は、これはもうこの流れになってるということで理解してるんですけど、
0:15:43	今回未然防止といいますか、新たに組み込まれたCAPシステムという目で見たときに、
0:15:54	14条の特に14条の2ですね、この評価改善のところで、この図1の中で見ると、ここだけで、ここだけというのは評価改善の一番下のとこだけで見ると、
0:16:15	そこのアウトプットというのは、業務の計画実施の改善に繋がる、
0:16:23	一気に繋がってしまって、
0:16:27	データの分析とか、
0:16:29	いわゆる不適合だけじゃなくて、不適合に至るおそれがある事象だとか、いろんな情報を
0:16:40	分析するというプロセスがもっと前にあって、このCAP活動、CAP会議の一連の枠の中で、行われるんじゃないですかという確認なんですけれども。
0:16:56	そこでは行いませんということであれば、スクリーニング会議と言ってるんだけど、やることはやってるんでしょうけれども、保安規定に基づかない、従来からやっている社内の活動で分析してますという、
0:17:13	ご説明と理解したいんですけど、そういうことでよろしいんですか。
0:17:22	原子燃料工業熊取事業所のクロイシでございます。ただいまのご指摘で、少し私自身の疑問が、少しクリアになってきつつありましてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:35	スクリーニング会議、まだ保安規定は認可されておられませんけど、先行しているところのものでございまして、
0:17:44	まさにやっているという状況の中で、様々な情報が集まってきております。
0:17:50	現状その情報貯めたものを、まだ分析するほどの、やり始めたばかりということもあるので、分析ということには至ってないのですけれども、
0:17:59	いずれそういうことをやっていくということも含めて、たてつけていって、そういう意味で保安規定のこの条文見るならば14条の2かなと
0:18:12	いうふうに見えておりましたので、
0:18:14	ちょっとその辺の表現が、図1できておりませんので、見直したいと思っております。
0:18:22	はい、原子力規制庁ナガイです。適切に反映するようにしてください。今の図が所々おかしいは、
0:18:33	必ずしもすべてとは思わないんだけど、こういう改善に繋がるようなプロセスっていうのは、やっぱりインプットがありアウトプットがあって、そのアウトプットはどこに次活用するのかっていう観点で、
0:18:48	見ていただければ、今私というか、今確認した内容が、
0:18:56	どんなになってるかっていうのを、今の代表例なんですけど、全部の各条文に当てはめたときに、うまく繋がってるのかっていうことで、全部がうまく線で繋がるかっていうのはありますけれども、今回
0:19:11	規則改正も踏まえたCAP活動取り込むにあたって、
0:19:17	そういう目ですね、見ていただければと思います。
0:19:28	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
0:19:31	承知いたしました。
0:19:34	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:19:37	今のは、そういうことで、全般14条の2で
0:19:43	お伝えしましたが、ほかにもそういうものがあれば、図を少しでも適正化できれば反映してください。東海事業所のほうのCAPシステムというのとはどのようになっているのか、説明をお願いします。
0:20:05	すいません。東海事業所の鈴木でございます。
0:20:09	東海事業者につきましても、CAPシステムの構築については電力さん等のデータも踏まえまして、
0:20:20	そういったものを参考に構築してます。熊取事業所とたてつけ、基本的に同じでございまして、スクリーニング委員会、具体的には概ね週に1度開催しております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	CRの情報として、保安、いわゆる保安の範囲の外の活動での気づき事項等もとらえまして、こちらを状態報告としてインプットをしたものに対して、
0:20:56	スクリーニングをしてございます。スクリーニングの結果、スクリーニング CAP 会議の中で、スクリーニングが、
0:21:07	そうですね、不適合管理なんかで管理するということがよろしかろうというふうに判断したものについては、その先の処置についてもあわせてその会議の中で、電力さんですと、不適合委員会とか、そういった名称で行われているような作業かと思えますけれども、
0:21:26	そういった部分の作業をあわせて行っているような運用でございます。スクリーニング委員会のスクリーニングの結果については、東海事業所についても核燃料安全委員会の保安の審議体に報告してございます。
0:21:42	そこは同じでございまして、あとCAP活動そのものですね、今年の7月から実際に基づく活動として運用開始して、今までやってきてございますけども、
0:21:58	その中で得られた結果等については、
0:22:05	年度で評価して、
0:22:09	データ分析等をですね、傾向分析するとですね、今はそういったことの準備等をしている段階でございまして、そういった結果は、得られた
0:22:23	例えば類似性ですとか、脆弱性ですとか、そういったものを抽出したというようなことの評価を得られれば、それをまた CR 情報としCAP委員会の中で持っていくというような流れで、今
0:22:39	運用しているところでございます。以上です。
0:22:43	はい、原子力規制庁ナガイです。保安規定の条文上は熊取も一緒ですので、図の運用に合わせてですね、運用とか保安規定の条文と実態の運用に合うようにプロセスのインプットアウトプットを考えて、
0:23:00	図を熊取と同様適切に記載するようにしてください。
0:23:06	原燃工東海鈴木です。承知いたしました。
0:23:18	規制庁タケダです。続きまして面談資料 11 からえーとですね、2 点確認事項がございまして。
0:23:28	続けて述べさせていただきます。まず 1 点目なんですけど、
0:23:34	異常時ですね、警報発生時の対応について、保安規定の記載条文を引用して説明をお願いします。ていうのが 1 点と、
0:23:46	もう 1 点が、操作員が実施する巡視点検について、保安規定の記載条文を引用して説明をお願いします。
0:23:56	これは順番に条文を
0:24:01	引用して説明の方をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:08	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。
0:24:15	異常時警報発生時の対応としましては、
0:24:24	第 25 条の中の第 1 項の条文の中で、所長が 36 条から 37 条に係る異常時の措置
0:24:34	の業務の計画して、また基準定めるということになってございます。
0:24:40	その中で異常が発生すれば、警報の発生も含めてですけれども、対応しているというところでございます。
0:24:50	ちょっと前半どこかで同じような説明があったかと思うんですが、警報の発生ということが下位文書で展開はしているんですけれども、保安規定上、明示的に書いてございませんので、異常であることには間違いございませんので、
0:25:05	その部分はちょっと保安規定の条文の中で変更を考えたいと思っておりますので、補正で対応したいと思います。以上です。
0:25:20	規制庁タケダです。はい、説明ありがとうございます。
0:25:24	では、2 点目の操作員の実施する巡視点検について、こちらの方も条文を引用して説明をいただけるでしょうか。
0:25:41	承知しました。原子燃料工業熊取事業所のクロイシでございます。JANSIに関する部分、従前は、
0:25:51	第 29 条の巡視点検ということで規定していた部分につきましては、
0:25:56	今回の申請で第 62 条の 6 第 7 項におきまして、巡視ということで規定してございます。
0:26:04	記載文といたしましては従前の 29 条の規定ぶりを引き継ぎつつ、少し条文を補っているというような形で記載しております。
0:26:15	各部長は巡視の計画及び実施に関して、
0:26:20	加工施設の状況を日常的に各確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常の状態から逸脱した場合、または、
0:26:29	逸脱する兆候が認められる場合、適切に正常な状態に回復させるかできるよう、
0:26:34	巡視を行うものの力量、巡視の項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行うものを選定して体制を構築し、
0:26:46	毎日 1 回以上、
0:26:48	別表に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。
0:26:54	巡視について言及している条がありますので、それを列挙している。
0:27:00	一緒と考えているんですが、第 30 条の 3、32 条、46 条の 2 及び 85 条の観点

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:07	他、核燃料物質等の取り扱いにおける安全の観点、その他の観点も含めて行うということを規定しようと考えてございます。
0:27:17	以上です。
0:28:02	はい、原子力規制庁ナガイです説明ありがとうございました。異常時の対応とそれから操作員が実施する巡視点検について、この後半の方はこれまでも確認しましたので、すでに資料中入っているのであれば、
0:28:19	その点を説明して、関係箇所反映されているか確認をするようにしてください。異常時の措置ですね、警報発生時については、
0:28:34	保安規定の条文上どういうふうに規定するのかっていうのは、よく検討していただいて、反映するようにしてください。
0:28:48	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。承知いたしました。
0:28:55	はい、原子力規制庁ナガイです。それから東海事業所の方は、
0:29:02	同じような対応でよろしいですか。
0:29:09	原子燃料工業東海事業所セヤマです。おっしゃる通り問題ございません。同様の対応を行っていくものでございます。以上です。
0:29:27	原子力規制庁ナガイです。次に面談資料のナンバー12で、放射性廃棄物の管理と放射線管理についてです。
0:29:38	ここは東海事業所の方の資料で確認したいと思うんですけど、先ほど熊取事業所の方、
0:29:50	環境モニタリングの相当規定が反映されたような規定になってるんですけども、
0:30:01	東海事業所の方、これは資料でいうと、
0:30:08	資料12ですね、KD-E0049です。その例えば別表の9
0:30:21	ですね、周辺監視区域外への
0:30:25	規定というのは、許可でどのように規定してどういうふうに反映しているのかっていうのを、
0:30:32	説明をお願いします。
0:30:39	はい。原燃工東海のセヤマです。こちらにつきましてはですね、ちょっと資料は別になるんですが、ちょっと資料としましては、ちょっとお待ちください。
0:30:57	資料5の方をご覧ください。
0:31:01	資料5の方に、ページでいきますと41ページでございますが、こちらの資料、事業許可との対応を取った資料でございますが、
0:31:17	こちらの方は、一番左側の保安規定変更箇所としましては、74条でございますが、真ん中のとこ加工事業許可本文ございまして、加工事業許可では、加工施設の構造、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:32	廃棄施設の部分ですね、
0:31:37	読ませていただきますと、加工施設は通常時において、周辺監視区域外の空気及び周辺監視区域境界における水中の放射性物質濃度を十分低減できるようにというか、そういったものを書いてございまして、そういったところで、
0:31:54	環境放射線モニタリングを行っていくという記載がございまして、それを兼ねまして、第 74 条のところ、この資料 5 でいきますと第 8 項ですね、ここの第 8 項のところ、それを明示するということで環境安全部長は、
0:32:14	周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングを行うといったところを記載している、75 条、その下のページのところで、放射性気体廃棄物につきましても、
0:32:29	同様にですね、第 8 項を追加しまして、平常時の環境放射線モニタリングを行うと、そういったものには追加するというので、保安規定の補正を行うということで対応しているという状況でございます。以上でございます。
0:32:46	はい、原子力規制庁ナガイです。条文の方も規定した上で、許可を踏まえて、モニタリングを行うということであれば資料のほうは確認できましたので、
0:33:02	あとは条文ですね、保安規定の反映と、それから別表の方もありますので、
0:33:09	許可を踏まえた内容になっているか、もう一度よく確認して、補正なりの方に反映するようにしてください。
0:33:18	原子燃料工業東海のセヤマです。承知いたしました。
0:33:38	規制庁タケダです。では最後の資料ですね、面談資料 13 の異常時非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成についてから確認させていただきます。
0:33:55	まず 1 点目なんですけれども、裏面で段階的対応フローが記載されているんですけれども、
0:34:08	このフローから確認させていただきます。
0:34:13	まず中段ですね、第 36 条、
0:34:18	異常時の措置、
0:34:20	36 条において、設計想定事象、重大事故に至る恐れがある事故、
0:34:27	または大規模損壊の発生を発見したものは直ちに担当部長に通報するとあるんですけれど、
0:34:37	第 37 条の 2 において火災を発見したものは、第 25 条第 1 項の基準に従い必要な通報連絡を行うと記載があります。
0:34:53	事業規則とかによりますと、設計想定事象の中には火災も含まれていると思うんですけれど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:02	この 36 条の設計想定事象の中では、火災は含まずに、別途 37 条で定義をして対応を定めているというふうな理解でよろしいのでしょうか。
0:35:16	説明をお願いいたします。
0:35:22	原子燃料工業熊取事業所のクロインでございます。
0:35:27	ただいまのご質問、36 条において、異常時の措置を定めておりますものの中には、火災を含めてございます。
0:35:37	火災も含めまして異常の発見をしたもの
0:35:41	は担当部長に通報します。そのあと条文の記載の通りではあるんですが、担当部長が、
0:35:49	どのようなことを実施するかということで規定がされてございます。
0:35:55	一方
0:35:57	異常を
0:36:00	発見したものは担当部長に通報するというのでいいのですが、それが火災となれば、必ずしも部長だけでは足りていなくてですね、公設消防に通報しなければならないということになりますので、
0:36:13	そういうことが 37 条の 2 という方向になりまして、
0:36:18	そういう通報するとともに、37 条の 3 というので、
0:36:22	現場では初期消火活動を行う、延焼防止を行うといったようなことでございます。
0:36:28	ですので、火災に関して、ちょっと特出しのものが現場での発見したものであったり、
0:36:36	現場で初期消火活動を行うものの行動であったりといったことが、
0:36:42	37 条 2、37 条 3 で書いておくんですけども、一方で異常時の措置としても、火災は含まれておりまして、36 条の活動を行うということでございます。
0:36:55	以上です。
0:37:00	はい。規制庁のタケダでございます。わかりました。設計想定事象の中、36 条の定めている設計想定事象の中には火災も含んだ対応、部長の対応がここは述べられているということ。
0:37:15	異常時っていうのが、火災であった場合は、発見した人の対応が必要であって、それらの対応が 37 条の 2、37 条の 3 で定められている。こういう理解でよろしいでしょうか。
0:37:37	ご指摘の通りで、我々もそのように理解してございます。
0:37:43	規制庁タケダです。はい、わかりました。説明ありがとうございます。
0:37:48	すいません。よろしいですか。原子燃料工業フジワラです。
0:37:52	はい、お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:54	火災につきましてはですね、従前から事象のときにですね、他の事象と違ってですね、明らかに見たら火災って誰が見てもわかるわけなんですよね。そういう事象についてはですね、社内の通報に先立って、
0:38:13	公設消防なり、そういうところに通報するよにというのはですね、もともと国からのご指導いただいております、そのまま通報の仕方、直接本人、見たものが
0:38:25	通報するか、
0:38:28	例えば社内の守衛の方から、
0:38:31	通報するかとかいうのは、また、地元の公設消防と相談するよにというのは、別途、国の方からご指導いただいておりますので、
0:38:41	ちょっと火災につきましてはですね、従前よりちょっと違った扱いにさせていただいております。
0:38:47	以上です。
0:38:51	はい。規制庁タケダです。わかりました。そういった背景があつて、こういったふう初期消火活動の規定がなされているということを理解しました。ありがとうございます。
0:39:06	はい。規制庁タケダです。ではもう1点、締め資料13から確認させていただきます。
0:39:13	36条の第4項で、第88条に規定する通報実施する担当部長
0:39:24	ていうのが、登場人物をしていると思うんですけど、
0:39:28	ここで第88条の主語である各部長は、同じ人物という理解でいいのでしょうか。
0:39:37	また、88条で各部長が通報する担当部長との関係がちょっとよくわからなかったんですけども、説明をお願いいたします。
0:39:51	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
0:39:55	36条の
0:39:59	最後のほうで出て参ります担当部長、これ88条に規定する、通報を行わなければならなかったような状態になったらそうするということでございますけれども、この担当部長と
0:40:10	第88条の各部長、これは同一人物だというように考えてよろしいかと思っております。
0:40:17	同じであれば同じ記載をしていないというのが、これは条文の規定の性質からそうなっているのですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:26	36 条では、異常時の措置ですので発見したものが、誰に通報するんだということで、この事象が設備であれば、その設備を所管するという意味で担当部長に属する、
0:40:39	火災であれば、その火災が起こってる場所についても、その場所の所管の部長わかります、決まりますので、ちゃんと別に通報するといったようなことで、
0:40:49	対応が始まっていくと、非常時の措置が始まっていくということでございます。ですので、担当部長が対応していく中で、対応しきれないと、措置を講じたにもかかわらず進展してしまうと
0:41:01	いうことであれば、
0:41:03	88 条の通報ということになります。一方 88 条は、非常時の措置として必要なことを書いている、規定している部分でございますので、
0:41:17	非常時の措置は各部長に対する要求だということでございます。ですので、事象としては同じ人物で活動していくのだろうとは思いますが、
0:41:29	条文の規定ぶりとしては、その条文の性質でこのような規定ぶりになっているというところでございます。
0:41:35	続きまして、88 条の非常時の対応の
0:41:39	中での規定でございますけれども、
0:41:42	各部長は、
0:41:45	異常が発生しそうな状況が非常事態であり、または、
0:41:49	それに発展する恐れがあると判断したときは、そういうことで通報していくのですけれども、
0:41:55	この時点は、おそらく第 90 条で言うております、非常事態宣言発令の直前のような状態ですので、
0:42:04	通報を受けて所長が判断すれば、非常事態体制の発令ということになります。
0:42:12	異常が発生して対応している各部長が、そういう状況で通報するという操作としては、
0:42:21	必要な対応、必ずしも各部長、発生時に対応している部長が、
0:42:28	すべて賄えないので、応援が必要だということで、必要な応援を担当部署に行うといったようなことだと、
0:42:38	理解しております。
0:42:41	具体的なことを考えていけば、具体的な名前が、各部が出てくるのだと思いますけれども、そういう状況かなというところでございます。
0:42:51	以上です。
0:43:07	原子力規制庁ナガイです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:11	各部長とか担当部長って書いてあるんで、対応するところは設備を所管する部長とかというのもあるんですけど、事象に
0:43:25	対する対応とですね、
0:43:29	それから発見した
0:43:34	関係部長が、発見したって言うか、いわゆる担当部長と関係部長との関係が、今ひとつ、
0:43:42	整理されてないんで、我々の方でも引き続きよく、今ご回答いただいた内容も見て確認していきますけれども、
0:43:52	そこら辺の整理がですね、ちゃんとされているかっていうことで、不明な点があれば、また
0:44:01	事実確認等を行います、皆さんの方でも、補正に向けてこれから準備してくれると思いますけれども、
0:44:10	もう一度よく確認していただいて、
0:44:16	我々の方からも、また問いかけというかですね、それがあれば、説明していただけるように対応してください。
0:44:29	原子燃料工業熊取事業所のクロイシでございます。承知いたしました。
0:45:13	はい。規制庁のタケダでございます。熊取事業所からの確認は以上になるんですけど、東海事業所についても、
0:45:27	この異常時の措置と、初期消火活動に関する条文というような、同じような位置付けで整理されているのでしょうか。
0:45:40	原子燃料工業東海事業所のセヤマです。同じような状態で整理してございますので、コメント内容についても同様の認識をしてございます。
0:45:55	規制庁タケダでございます。わかりました。
0:46:06	原子力規制庁ナガイです。準備していただいた資料の確認は以上になりますけれども、今ほとんど質問を担当者の方から答えていただいたんですけど、これはあれですかね、熊取事業所の方は全体を通して取りまとめというか、
0:46:26	どなたの方でされているのでしょうか。いわゆる担当部長といいますか。
0:46:37	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。今回の法令改正の対応につきましては、保安規定も取りまとめるということでは、
0:46:49	安全管理グループ長である私が実施してます。1人ですべてやるというのは不可能でございますので、特に、
0:46:57	今回の法令改正で施設管理という新しい取り組みをたてつけていきますためには、設備管理部長の池野が指揮をとって、何名かと
0:47:12	取り組んでいるところでございます。その他のところにつきましても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:18	各部の所管するものと相談しながら、特に検査の体制というのは、すべての部 に 関係して参りますので、密に連絡を取って、
0:47:30	内容を決めて、あとは条文の書き込みという意味では、私どもの方でやってい る というような体制でございます。
0:47:37	以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。そうすると、ご関係の方で、今日 の やりとりとか回答で何かの補足というか、追加というか、まだこれから保安 規定の補正に向けて、何か
0:47:54	検討されている事項あれば、説明をお願いします。
0:48:24	原子燃料工業熊取事業所クロインでございます。
0:48:29	申請して以来、半年ほどたちつつある状況で、たくさんの面談とコメントいただ き まして、
0:48:37	補正しなければなりませんけれども、それによって各部の活動に直結して参り ま すので、そういう意味でよく内容を咀嚼してですね、今後の活動に展開して い くことを考えているところでございます。
0:48:54	以上です。
0:48:56	はい、原子力規制庁ナガイです。そういう状況であれば、よく社内で調整して、 補 正に向けて、
0:49:05	まずは条文も固めた上で、いろんな資料に反映すべきことがたくさんあると 思 いますので、本日準備していただいた資料で、見直しをかけていただくとい う こと
0:49:19	で、対応するようにしてください。資料は資料として、認可を受けるのは、保安 規 定の本文変更前変更後ということになりますので、特に非常時の体制の
0:49:38	流れも、本日火災の例で確認しましたけれども、いろんな事象に対応してい か なければならぬので、担当部長とか
0:49:53	関係部長とかあるんですが、それがですね、いろんな事象を想定しても、うまく
0:50:03	この事象進展に応じて、体制が
0:50:10	変わっていくとか対応できる体制になっているかっていうのは、この資料作る 作 らないにかかわらずですね、よく見ていただいた上で、設計想定事象、
0:50:23	に反映すべき点が、まだ改正すべき点がないか、
0:50:30	条文の呼び込みの
0:50:33	流れがですね、きちんとなっているかも含めて、全部見直しをというか再点検 し て、今回いろいろ説明いただいた補正を予定している内容というか、修正す べ き点を反映した上で、
0:50:49	補正の
0:50:52	申請をするようにしてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:01	原子燃料工業熊取クロイシでございます。承知いたしました。
0:51:06	原子力規制庁ナガイです。その際には、今日いろいろ事実確認した内容に対する回答とあわせて、今日提出していただいた資料の見直し版といたしますかね、反映版も補正のときに合わせて、
0:51:23	提出してください。で、それまでに、また今日の回答も踏まえて、我々の方でも、もう少し資料なり、精査していきますので、また不明な点等あれば、追加の事実確認なり、面談を実施することはあると思いますけれども、その際は対応するようにしてください。
0:51:47	原子燃料工業熊取事業所クロイシでございます。承知いたしました。
0:51:54	はい、原子力規制庁ナガイです。東海事業所の方も基本的にあったような時になりますけどよろしいでしょうか。
0:52:02	原子燃料工業東海事業所セヤマです。承知いたしました。
0:52:08	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは今日準備しました、予定した事実確認は以上になりますので、大分長くなりましたけれども、これで本日の面談を終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。